

A vibrant rainbow arches across a blue sky with white clouds. Three balloons in pink, yellow, and green are tied together with a pink ribbon. A small blue bird is flying in the upper left corner.

第5次狭山市 男女共同参画プラン

～人権が尊重され ^{ひと}女と^{ひと}男が輝けるまち さやま～

令和4年度～令和8年度



令和4年3月
狭山市



は じ め に

狭山市では、平成 27 年 6 月に制定した「狭山市男女共同参画推進条例」に基づき、平成 29 年度から 5 年間の計画期間とする「第 4 次狭山市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、様々な施策に取り組んでまいりました。



この間、国では平成 30 年 5 月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、あらゆる場で男女が対等な立場で活躍できる、女性活躍推進への取り組みが進められています。

また、令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々に困難な状況をもたらし、配偶者等からの暴力の増加や雇用状況の悪化などは、特に女性への影響が大きいことが浮き彫りとなり、男女共同参画の重要性を改めて認識させるものとなりました。

このような社会情勢の中で、第 4 次狭山市男女共同参画プランの計画期間が令和 3 年度をもって終了することから、このたび令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間の計画期間とする「第 5 次狭山市男女共同参画プラン」を策定いたしました。

本プランでは、基本理念に「人権が尊重され ^{ひと}女と^{ひと}男が輝けるまち さやま」を掲げ、「互いの人権を尊重し認め合える意識の醸成」、「あらゆる分野でいきいきと輝ける環境の整備」、「安全・安心に暮らせる生活環境の構築」、「男女間のあらゆる暴力の根絶」の 4 つの基本方針に基づき、様々な施策を展開してまいります。男女共同参画社会の実現には、市の取り組みはもとより、市民や事業者の皆様一人一人が、男女共同参画を身近な問題として捉え、相互に協力していくことが不可欠です。今後もより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定にあたり、ご尽力を賜りました狭山市男女共同参画審議会委員の皆様、並びに貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和 4 年 3 月

狭山市長 小 谷 野 剛

目次

第1章 計画の策定にあたって	3
第1節 計画策定の趣旨	3
第2節 計画の性格と位置づけ	4
第3節 計画の期間	5
第4節 計画の策定体制	6
第5節 計画の背景	7
 第2章 狭山市の男女共同参画の現状と課題	 13
第1節 狭山市の現状	13
第2節 男女共同参画に関する市民意識	22
第3節 第4次狭山市男女共同参画プランの成果目標の達成状況	30
第4節 今後取り組んでいくべき課題	32
 第3章 計画の基本的な考え方	 37
第1節 基本理念	37
第2節 基本方針	37
第3節 施策体系	40
 第4章 施策の内容	 45
■第4章の見方	45
基本方針Ⅰ 互いの人権を尊重し認め合える意識の醸成	46
基本方針Ⅱ あらゆる分野でいきいきと輝ける環境の整備	54
基本方針Ⅲ 安全・安心に暮らせる生活環境の構築	64
基本方針Ⅳ 男女間のあらゆる暴力の根絶	71
成果目標	79
 第5章 計画の推進	 83
第1節 計画の総合的な推進体制の充実	83
第2節 市民・団体・事業者等との協働の推進	83
第3節 計画の進行管理	83
 資料編	 85

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本市においては、「男女共同参画社会基本法」に基づく男女共同参画社会の実現に向け、平成 27（2015）年6月に「狭山市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成 29（2017）年度から令和3年（2021）年度の5年間を計画期間とする「第4次狭山市男女共同参画プラン」を策定し、総合的かつ計画的な男女共同参画の施策を推進してきました。

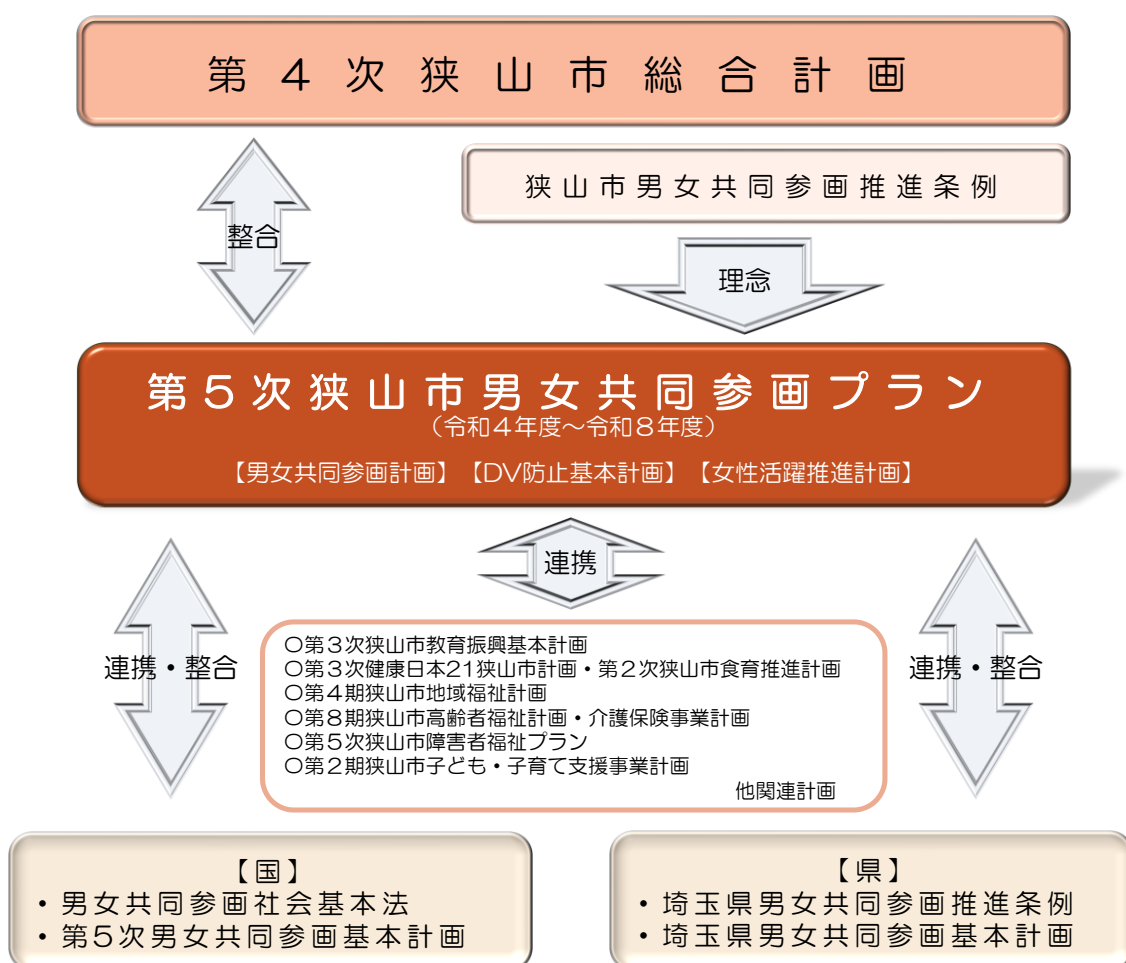
国においては、令和2（2020）年 12 月に「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」を閣議決定し、基本的な方針の中では「男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものである」としています。

こうした状況のもと、第4次狭山市男女共同参画プランが令和3年度をもって終了することから、これまでの施策の進捗状況や成果を踏まえ、今後取り組むべき課題や社会情勢の変化に対応し、本市における男女共同参画社会のさらなる推進を図るため「第5次狭山市男女共同参画プラン」を策定するものです。

第2節 計画の性格と位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「狭山市男女共同参画推進条例」第9条第1項の規定に基づき、本市における男女共同参画社会の実現に向け、施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

- (1) この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」と県の「埼玉県男女共同参画基本計画」を参酌して策定しています。
- (2) この計画は、「第4次狭山市総合計画」やその他の個別計画との整合性を図った計画であり、「狭山市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果や狭山市男女共同参画審議会及び市民の意見を考慮して策定しています。
- (3) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画、及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画を包含するものとします。

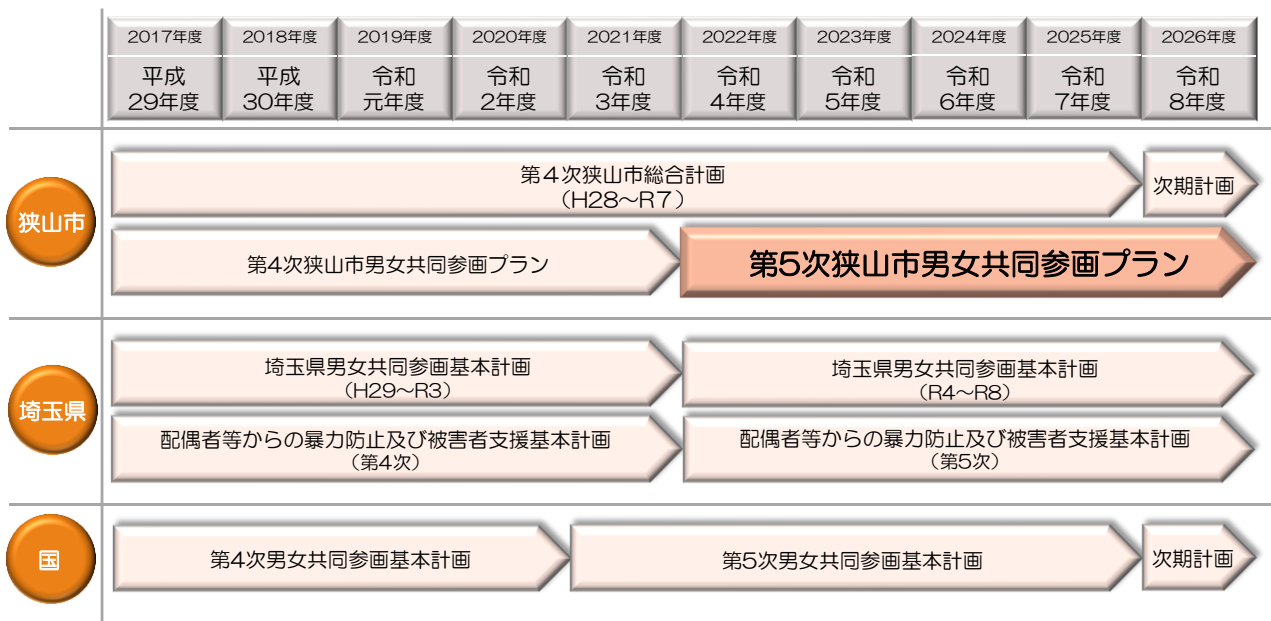


第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

また、令和8年度には、本計画の事業の検証や評価を行い、「第6次狭山市男女共同参画プラン」の策定につなげていきます。

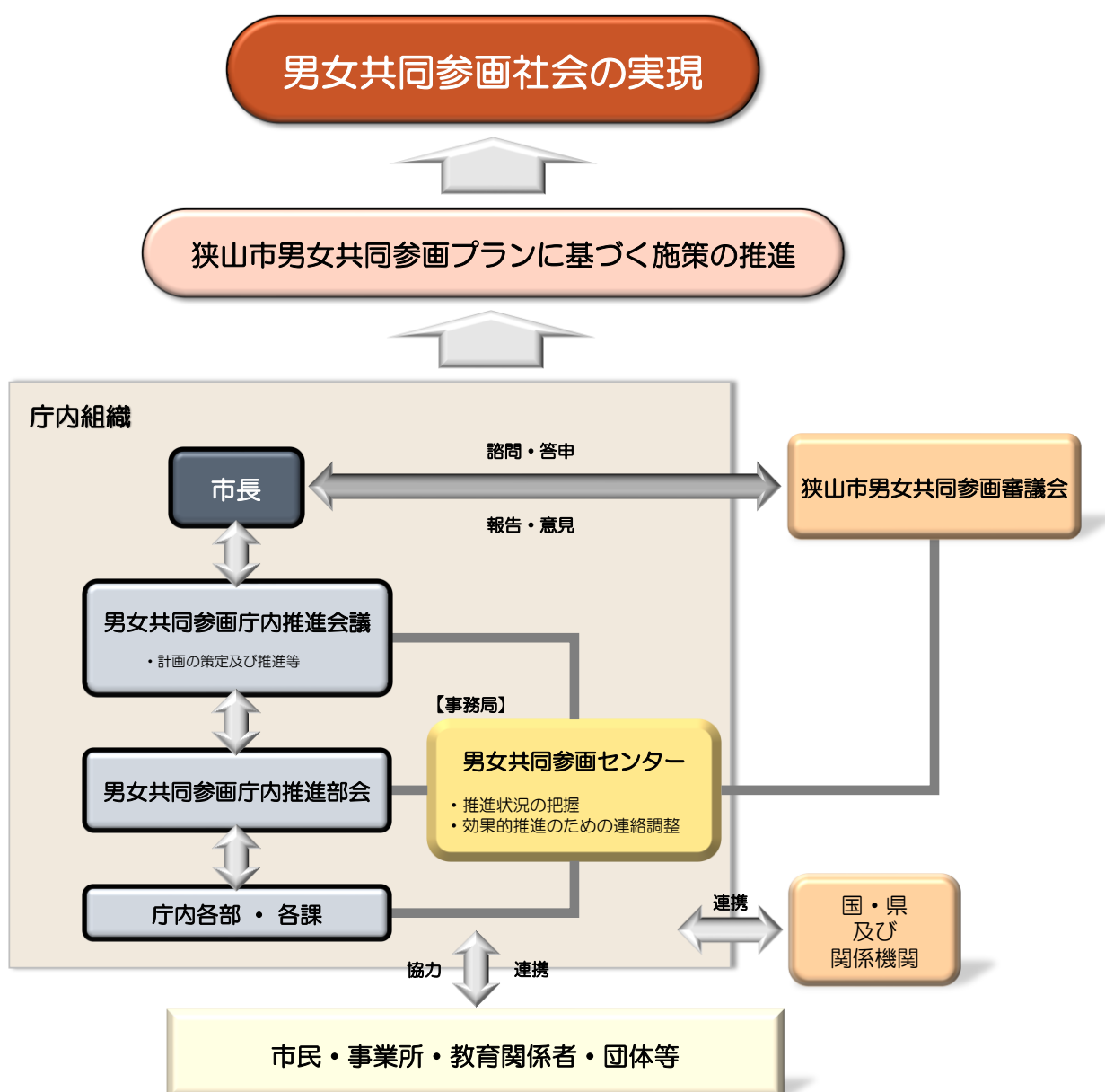
なお、計画期間中に法改正や社会の情勢等に変化があった場合には、必要に応じて随時見直しを行います。



第4節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、令和2年9月に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施したほか、知識経験者をはじめ、関係機関の代表者、市民の代表者からなる「狭山市男女共同参画審議会」や、庁内検討組織などにおいて協議を行いました。

また、計画案に対する市民の意見公募として、令和3年12月10日から令和4年1月7日までパブリックコメントを行いました。



第5節 計画の背景

（1）世界の主な動き

昭和 50 年、第 27 回国連総会において国連はこの年を「国際婦人年」とすることとし、同年開催された第 1 回世界女性会議（メキシコ会議）において、あらゆる女性差別の撤廃と男女平等社会の実現に向けて、各国の行動指針を定めた「世界行動計画」が採択されました。

昭和 54 年には、国連総会にて「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択しました。

平成 7 年には、第 4 回世界女性会議（北京会議）が開催され、女性の地位向上やエンパワーメントなどを推進するための「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。

平成 24 年の第 56 回国連婦人の地位委員会では、「自然災害におけるジェンダー※¹平等と女性のエンパワーメント※²」について決議されました。

平成 27 年 9 月には、国連持続可能な開発サミットにおいて「持続可能な開発目標」（SDGs／エス・ディー・ジーズ）が採択されました。持続可能な開発目標（SDGs）のひとつに、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」ことが示されました。

平成 28 年の第 60 回国連女性の地位委員会では、女性のエンパワーメントと持続可能な開発との関連性、女性・女児に対する暴力の撤廃及び防止等について協議されました。

※¹ ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／Sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の性別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）といいます。

※² 女性のエンパワーメント

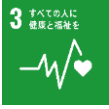
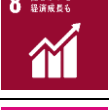
女性が本来持っているが発揮できていなかった力（パワー）をつけること。力とは、自己決定能力や法的な力、経済力、政治的な力等、一人一人が力をつけることにより、グループ全体の力を高めていくような能力を意味します。

持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27 年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 の目標と 169 のターゲットから構成され、社会・経済・環境上の様々な課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組み、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。



本計画に関する主な SDGs

目標（Goal）	目標到達に向けた取り組みの方向性
 1 貧困をなくそう	1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
 3 すべての人に健康と福祉を	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
 4 質の高い教育をみんなに	4. 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
 5 ジェンダー平等を実現しよう	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
 8 働きがいも経済成長も	8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
 10 人や国の不平等をなくそう	10. 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
 11 住み続けられるまちづくりを	11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 16 平和と公正をすべての人に	16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 17 パートナリープで目標を達成しよう	17. パートナリープで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

（２）国・県の主な動き

我が国においては、昭和 50 年の国際婦人年を契機として、男女平等に取り組むため同年に「婦人問題企画推進本部」が設置されました。

昭和 60 年には、「女子差別撤廃条約」の批准に向けて、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」の改正、「育児・介護休業法」などの法整備を進め、平成 11 年には「男女共同参画社会基本法」が成立し、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題として位置付けました。

平成 27 年 8 月には、女性の採用・登用・能力開発等のための行動計画の策定を事業主に義務づける「女性活躍推進法」が可決・成立し、9 月に施行されました。

平成 30 年、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行され、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するために、男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指しています。

また、令和 2 年 12 月には、令和 3 年度から 5 年間の男女共同参画政策をまとめた「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30% 程度となるように目指すことや、新型コロナウイルス感染症の拡大による女性への影響として、家庭内暴力や性暴力の増加、雇用や所得への影響など、女性をめぐる課題に取り組むことなどが掲げられています。

埼玉県では、豊かで活力ある 21 世紀の埼玉を築くため、全国に先駆けて平成 12 年 3 月に「埼玉県男女共同参画推進条例」が制定されました。

平成 14 年 2 月には、その条例に基づく初の基本計画として、「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」を策定し、男女共同参画社会づくりのための総合拠点として、さいたま新都心に「埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）」を開設しました。

平成 29 年 3 月には「埼玉県男女共同参画基本計画（平成 29 年度～33 年度）」を策定し、『男女共同参画社会の実現－男女が共に個性と能力を発揮でき、人権が尊重された埼玉－』を目標とした取り組みが進められています。

（３）狭山市の主な動き

本市では平成7年に、女性計画策定協議会と、市役所女性職員による女性計画庁内研究会とのパートナーシップにより、10 か年計画の「男女共生プラン」を策定し、男女共生に関する施策を推進してきました。

「男女共生プラン」は、推進期間を平成7年から平成16年までの10年間としていましたが、これまでの女性を取り巻く国内外の変化に対応し、また、これまでの成果や課題に対応するため、中間年にあたる平成12年に改訂を行い、男女共同参画社会の必要性が市民に理解されるよう、施策の展開を図ってきました。

平成16年には、男女共同参画に関する意識を把握するために行った市民意識調査の結果（平成15年実施）や、狭山男女共同参画社会推進市民会議等からの意見を踏まえ、「第2次狭山市男女共同参画プラン」を策定しました。

平成24年には、固定的な性別役割分担意識の改革や男女間のあらゆる暴力の根絶と被害者への支援等に重点を置いた、「第3次狭山市男女共同参画プラン」を策定しました。さらに、狭山市市民交流センター内に「男女共同参画センター」が開設され、男女共同参画社会の実現に向けての情報の発信、学習、交流を推進するための拠点施設として事業を展開しています。

平成27年には、市と市民及び事業者がそれぞれの責務により、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むことを定めた「狭山市男女共同参画推進条例」が施行されました。

平成29年には、「第4次狭山市男女共同参画プラン」を策定し、女性活躍の推進や新しい男女の生き方、男女共同参画に関する市民の意識改革に重点を置いた施策の充実を図りました。

令和3年度をもって、第4次狭山市男女共同参画プランの計画期間が満了となることから、社会情勢の変化や市民等の意識・実態・ニーズに対応し、さらに男女共同参画社会の実現に向けた施策が展開できるよう、「第5次狭山市男女共同参画プラン」を策定しました。

第2章 狭山市の男女共同参画の現状と課題

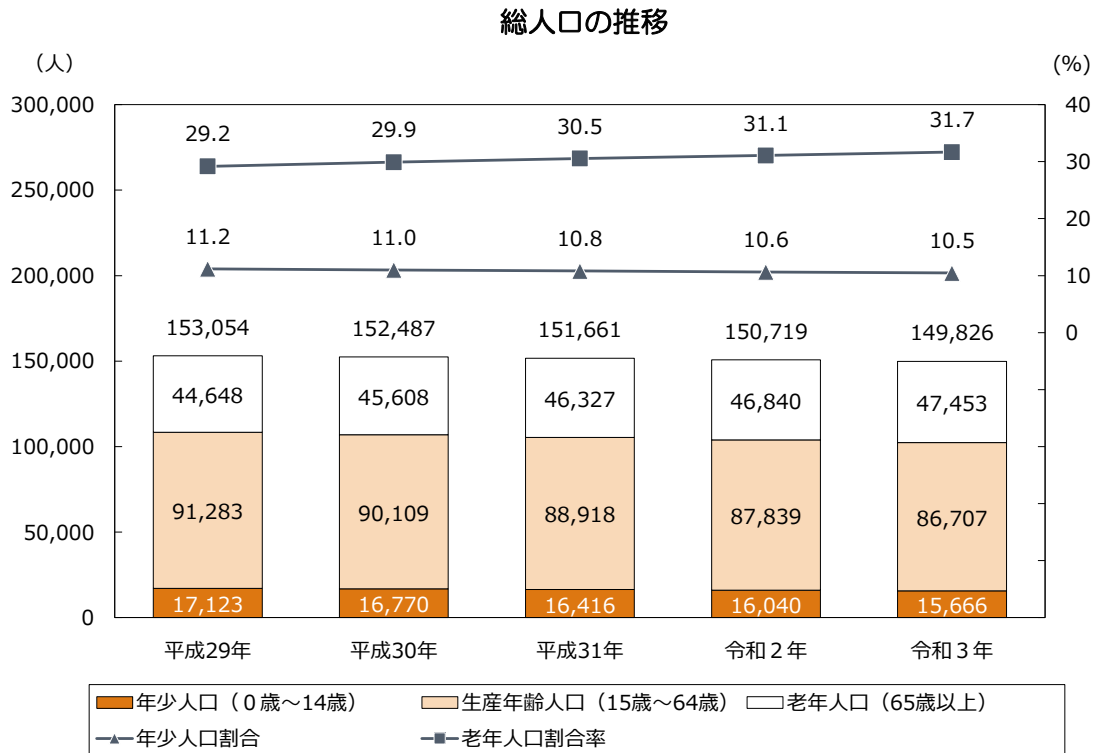
第1節 狭山市の現状

(1) 人口

本市の総人口は減少傾向にあり、平成29年の153,054人に対し、令和3年では149,826人と3,228人の減少となっています。

年齢3区分別では、老年人口割合（65歳以上）の増加が著しく、令和3年では31.7%と、約3人に1人が65歳以上となっています。

一方、年少人口割合（15歳未満）は平成29年で11.2%だったものが、令和3年では10.5%と減少傾向となっています。



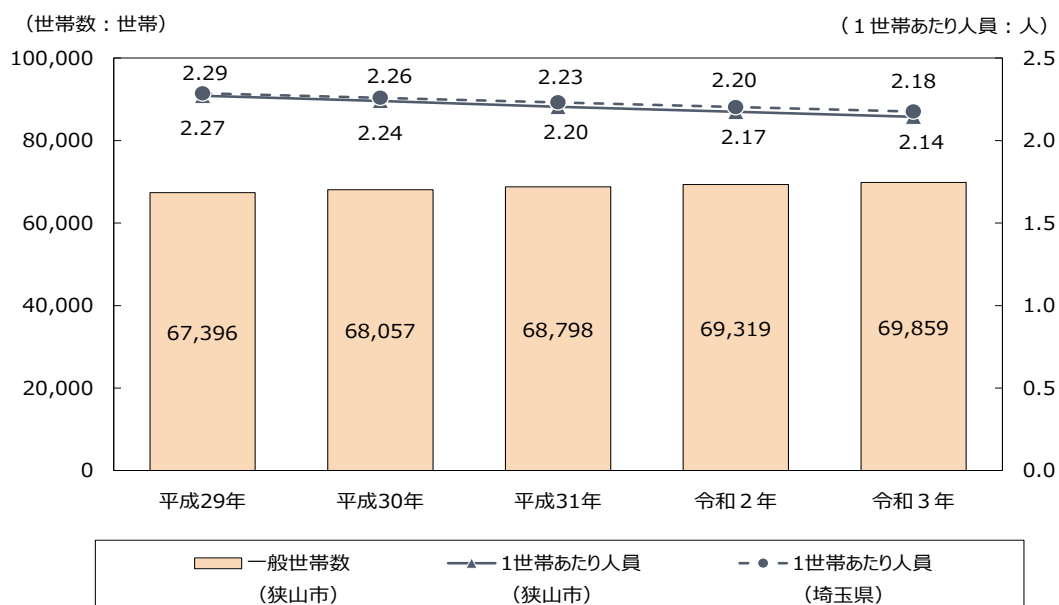
資料：統計さやま

(2) 世帯数

本市では、人口の減少が進む一方で、一般世帯数は増加傾向にあります。1世帯あたりの人員は県平均と同様に減少傾向にあり、令和3年は2.14人と、世帯の小規模化（単身世帯等）が進行しています。

一方、母子世帯及び父子世帯の状況を見ると、父子世帯割合は県平均と同様に減少傾向にありますが、母子世帯割合は平成22年までは県平均を下回っていたものの、平成27年では県平均を上回っています。

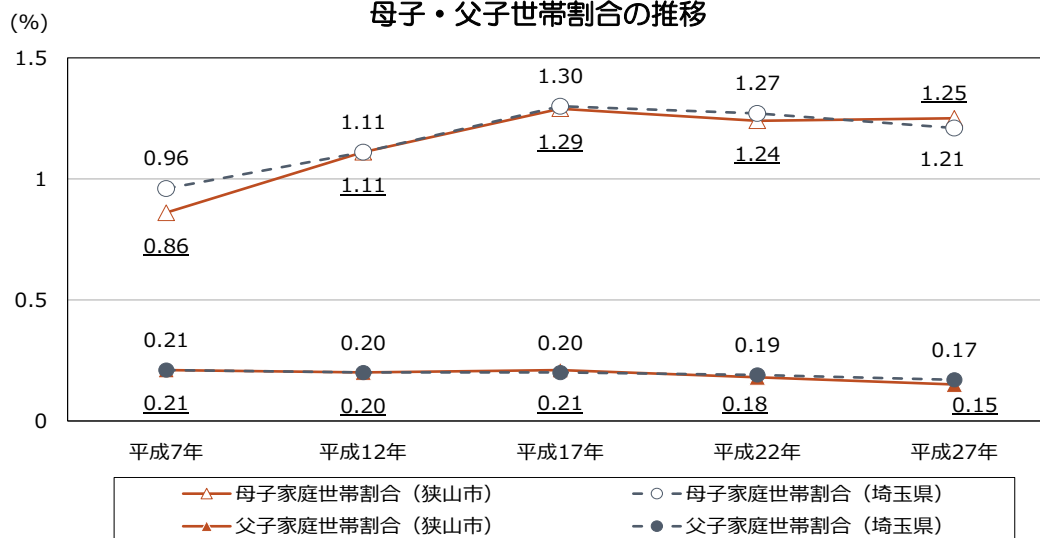
世帯数と1世帯あたりの人員の推移



資料：統計さやま

埼玉県 彩の国統計情報館

母子・父子世帯割合の推移

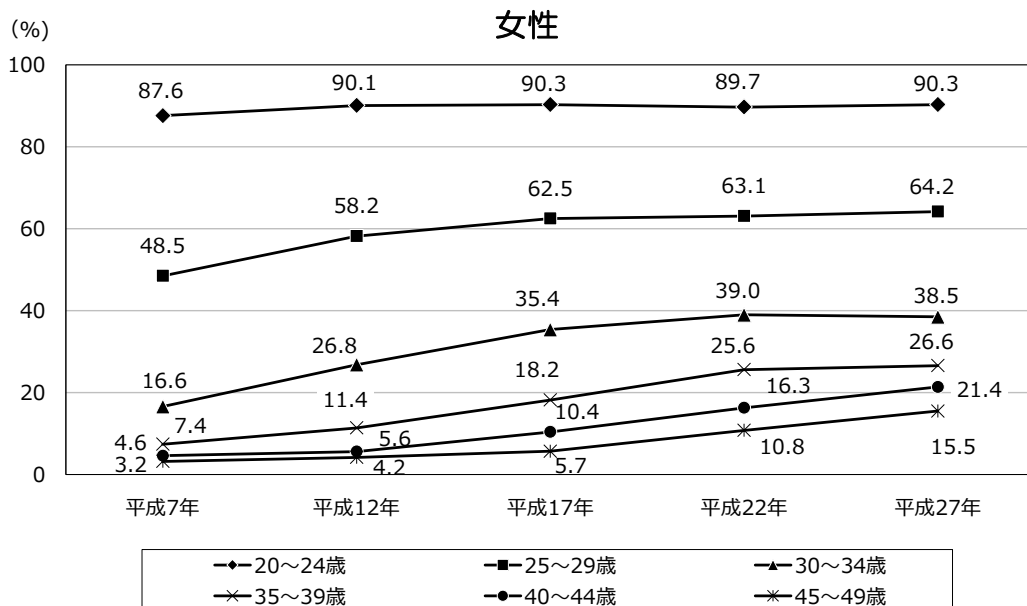
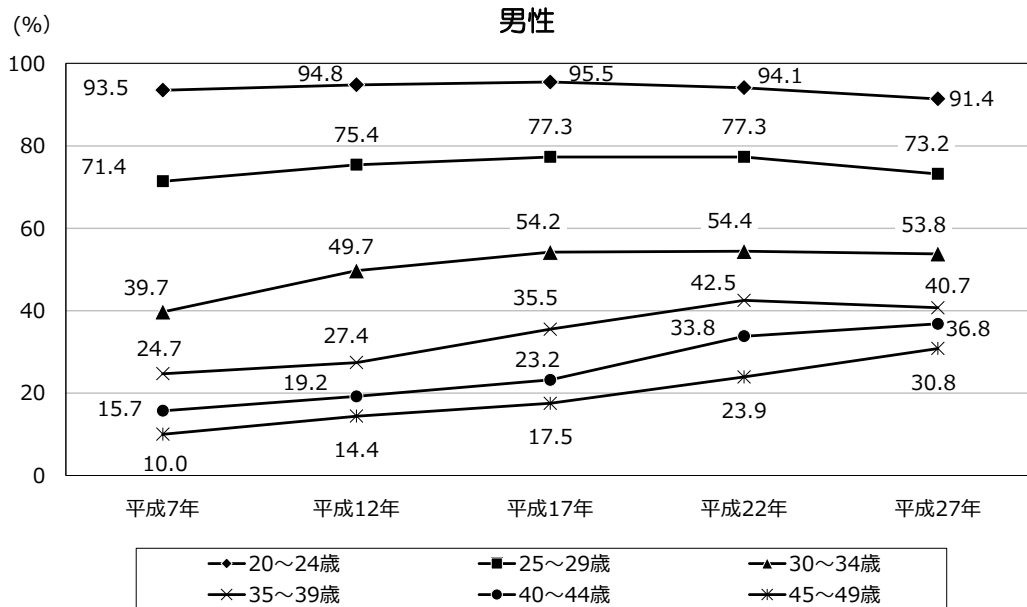


資料：国勢調査

(3) 未婚率

本市の年齢別未婚率の推移を見ると、35 歳以上での上昇は依然として続いており、非婚化・晩婚化の進行がうかがえます。

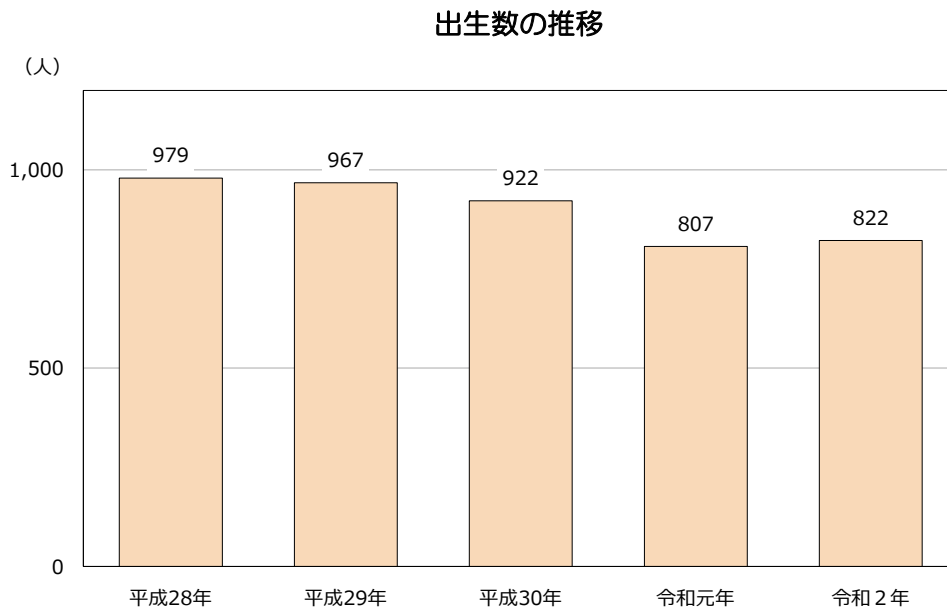
未婚率の推移



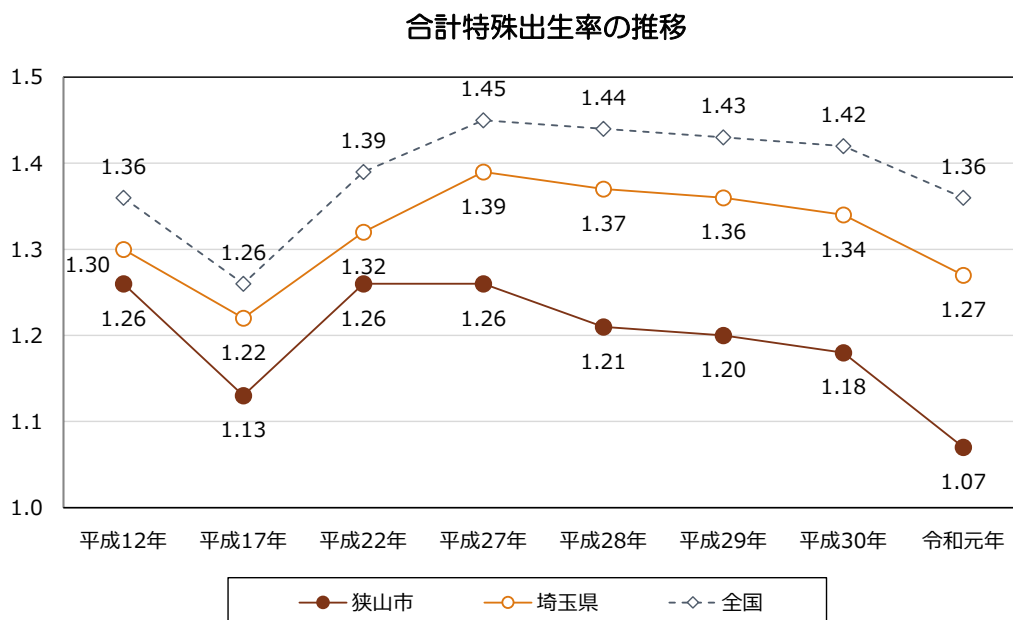
資料：国勢調査

(4) 出生数と合計特殊出生率

本市の出生数は、減少傾向で推移しており、令和2年は、822 人となっています。合計特殊出生率※¹は、国・埼玉県より低い水準で推移しており、令和元年には1.07 となっています。



資料：統計さやま



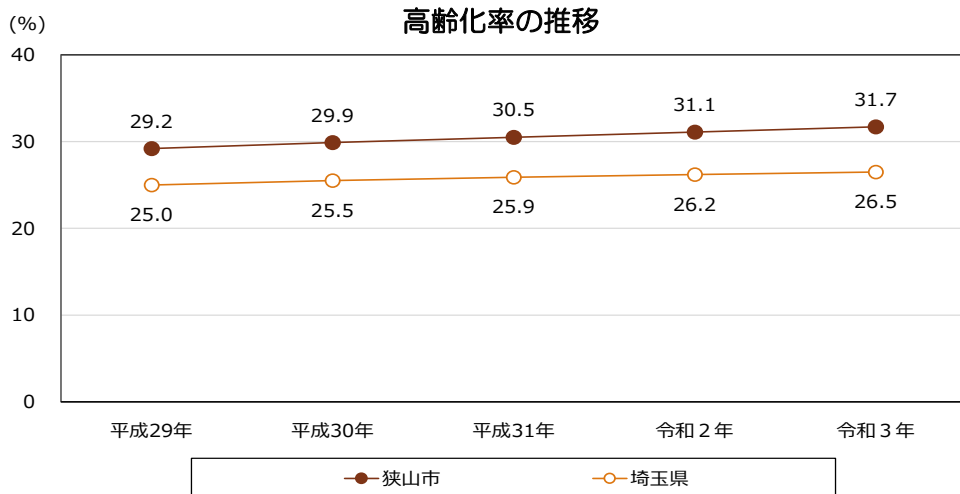
資料：埼玉県 彩の国統計情報館

※¹ 合計特殊出生率

一人の女性が出産可能とされる15歳～49歳までに産むと推測される子供の数の平均を示す。人口維持のためには2.07～2.08とされています。

(5) 高齢化率

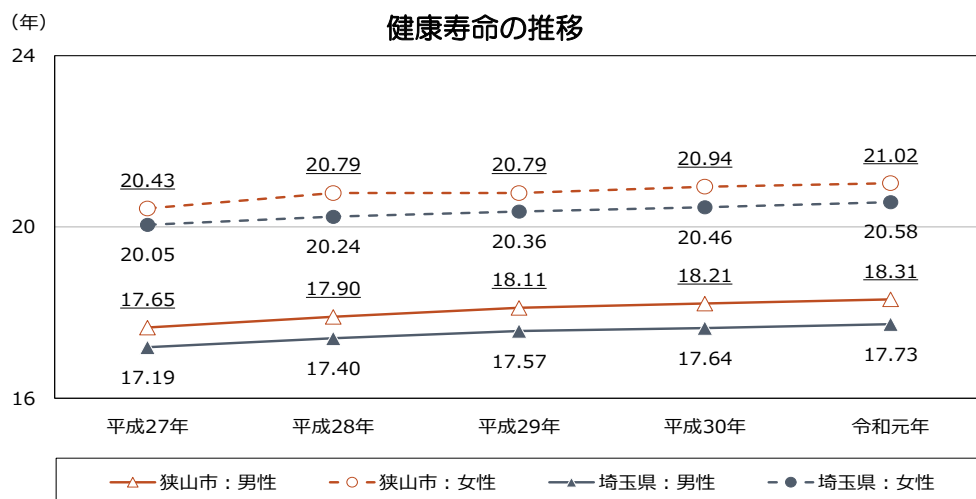
本市の高齢化率^{※1}は増加傾向にあり、平成29年の29.2%に対し、令和3年では31.7%と2.5%の増加となっています。埼玉県と比較すると、約5ポイント高く推移しています。



資料：埼玉県 彩の国統計情報館

(6) 健康寿命

本市の健康寿命^{※2}は埼玉県と比較すると、男性、女性が共に県を上回って推移しています。



資料：埼玉県衛生研究所

※1 高齢化率

総人口に占める65歳以上の人の割合です。

※2 健康寿命

埼玉県における健康寿命の定義は、65歳に達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間のことです。(具体的には「要介護2」以上になるまでの期間)

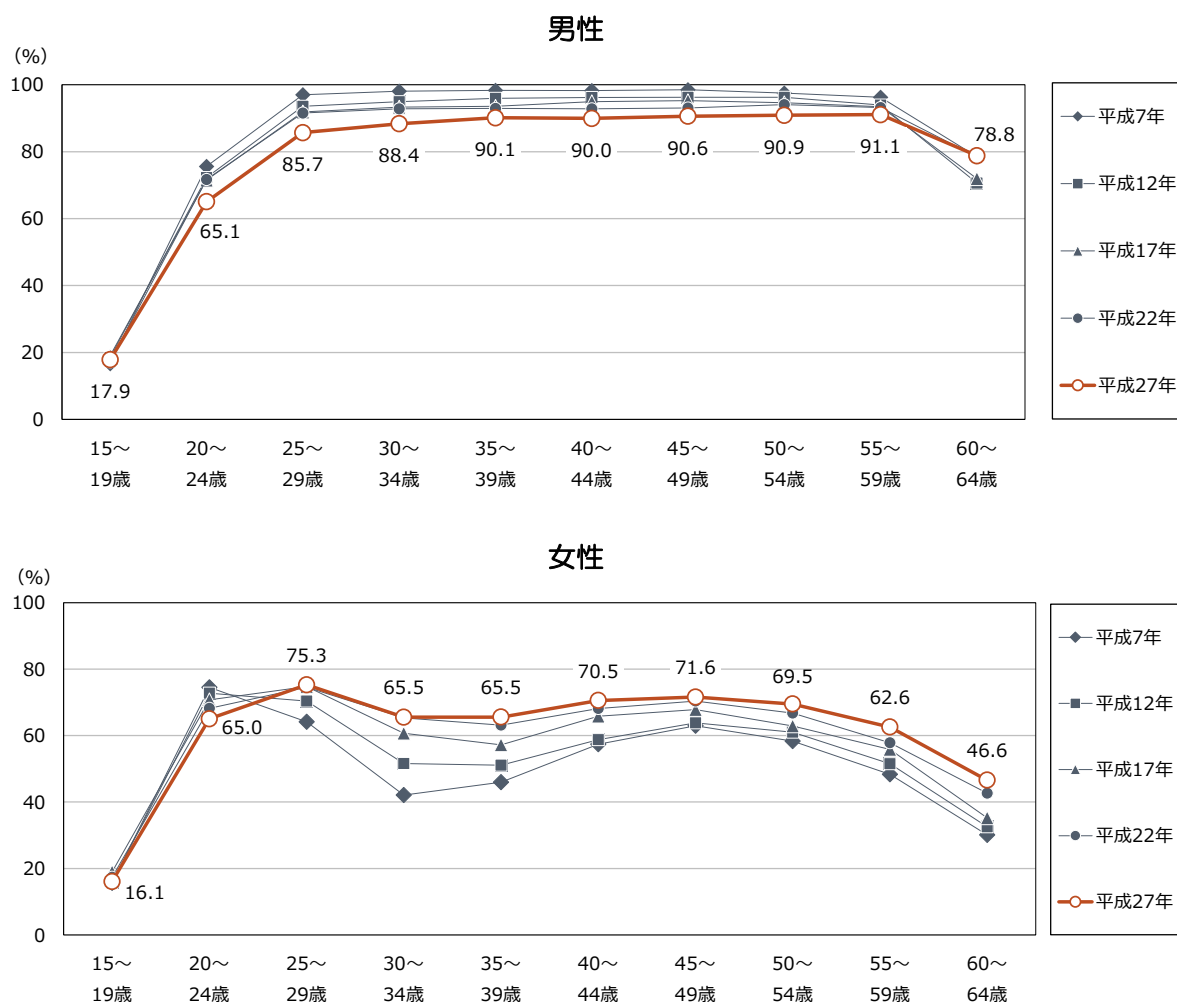
(7) 就業状況

①男女別労働力率

本市における男性の労働力率※¹は、25 歳から 59 歳までで 80%以上となっており、60 歳～64 歳においても労働力率の上昇がうかがえます。

女性は、25 歳以上 64 歳までの全ての年代で、調査の度に労働力率が上昇しており、30 歳代で労働力率が前後の年代よりも一旦下がる、いわゆる「M字型曲線（M 字カーブ）」※²は緩やかに台形に近づいています。

労働力率の推移



資料：国勢調査

※¹ 労働力率

15 歳以上の人口に占める求職中の人も含めた働く人の割合です。

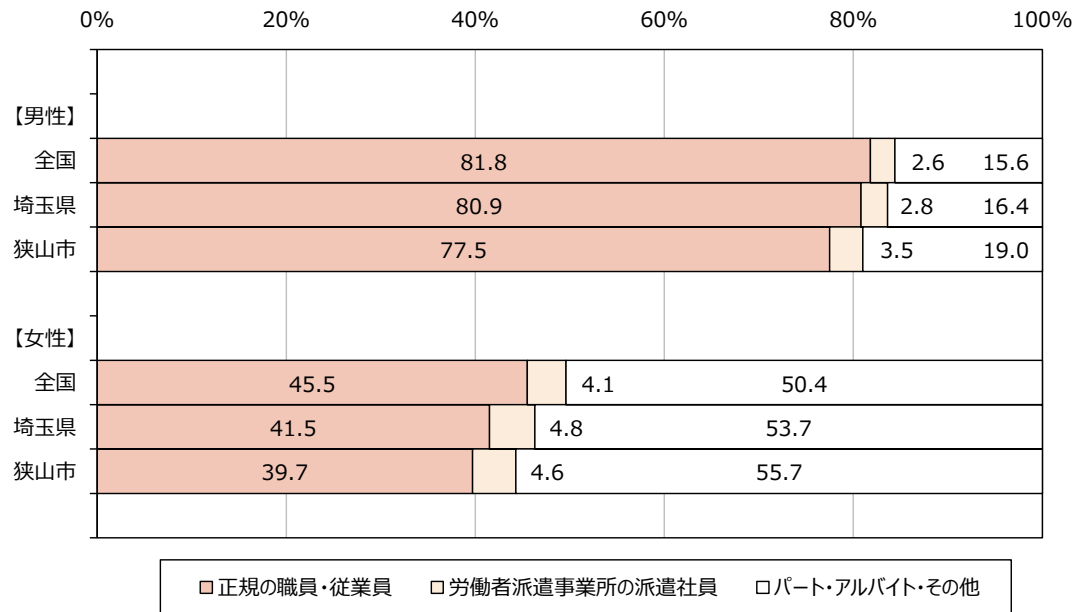
※² M字型曲線（M 字カーブ）

女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化した際に現れる、アルファベットの「M」の形に似た曲線のことで、結婚や出産を機に一旦離職し、子育てが一段落したら再び働きだす日本の就業状況の特徴を表す用語です。

②男女別雇用形態

本市の男女別雇用形態の状況は、女性では、全国、埼玉県と同様に「パート・アルバイト・その他」の割合が一番高く、「正規の職員・従業員」の割合は全国、埼玉県と比較し低くなっています。

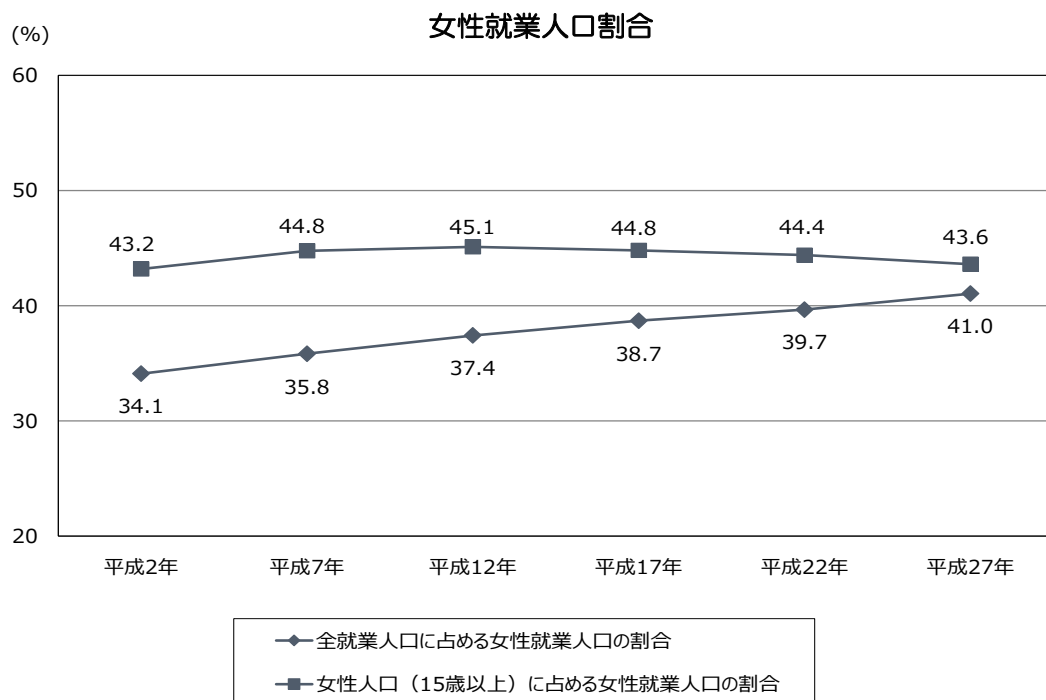
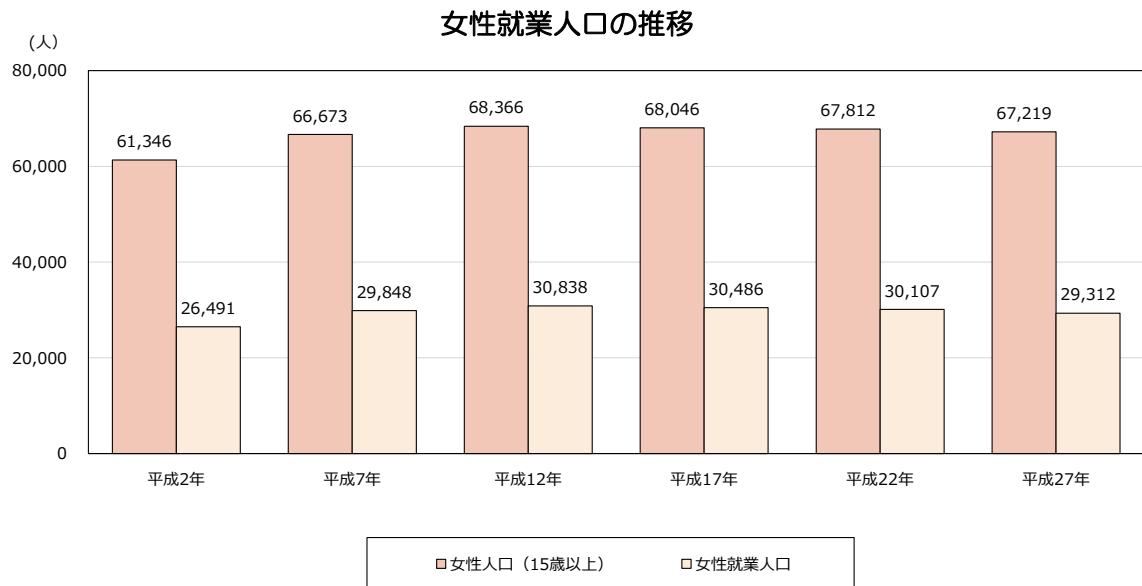
男女別雇用形態の状況（平成 27 年）



資料：国勢調査

③女性の就業人口

本市の女性人口（15歳以上）及び女性就業人口は、平成12年をピークに緩やかに減少傾向となっていますが、女性就業人口割合を見ると、女性就業人口割合は年々増加しています。

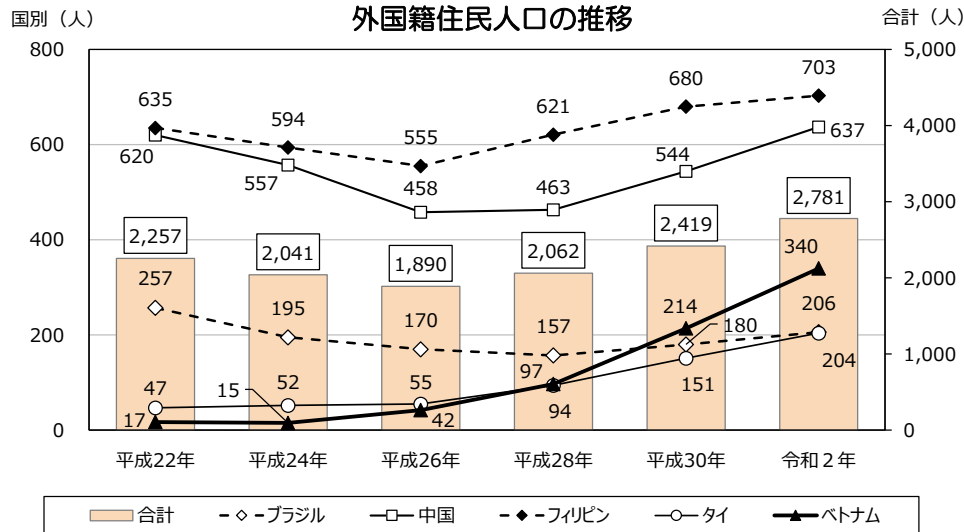


資料：国勢調査

(8) 外国籍住民人口

本市の令和2年での外国籍住民人口は 62 の国と地域からの 2,781 人となっており、平成 22 年から 524 人増加しました。

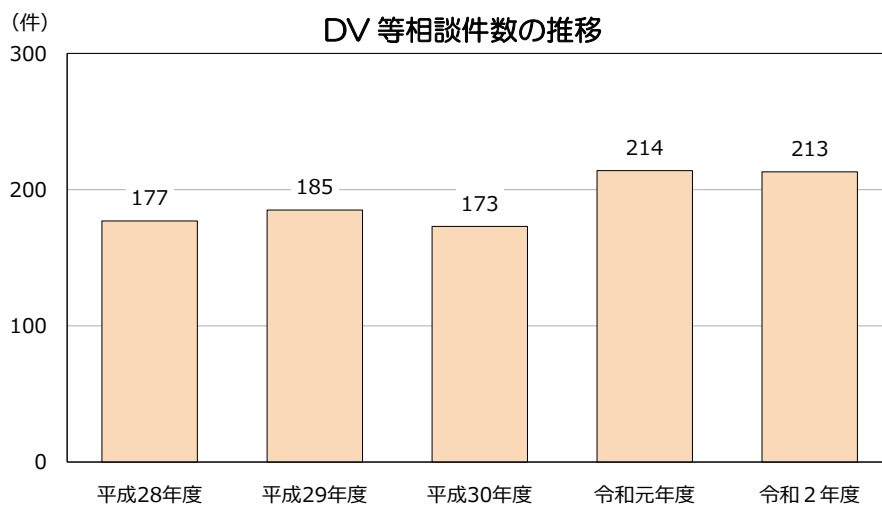
国別人口では、平成 22 年からベトナム国籍の人が急速に増えています。



資料：統計さやま

(9) DV 等相談件数

本市のDV^{※1}相談件数を見ると、平成 29 年度が 185 件、平成 30 年度は 173 件と減少しましたが、令和元年度から 200 件を超えています。



資料：男女共同参画センター

※1 DV (ドメスティック・バイオレンス)

一般的には、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力」のことを示すとされています。「暴力」とは、身体に対する暴力又はこれに準ずる有害な影響を及ぼす言動を指します。

第2節 男女共同参画に関する市民意識

（１）調査の目的

本計画を策定するにあたり、男女共同参画に関する意識と実態を把握し、基本計画の見直しや今後の市の施策を検討するための基礎資料とすることを目的としています。

「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下、市民意識調査）の結果は、市ホームページ等で公表しています。

（２）調査方法等

①今回（令和2年度）調査

調査対象者	狭山市在住 18 歳以上の男女
抽出方法	住民基本台帳から男女別年代別等間隔による無作為抽出 （男性 1,000 人、女性 1,000 人）
調査方法	郵送による配布、回収
調査期間	令和2年9月1日（火）～9月30日（水）
回収数／回収率	1,050 件／52.5%

②前回（平成27年度）調査

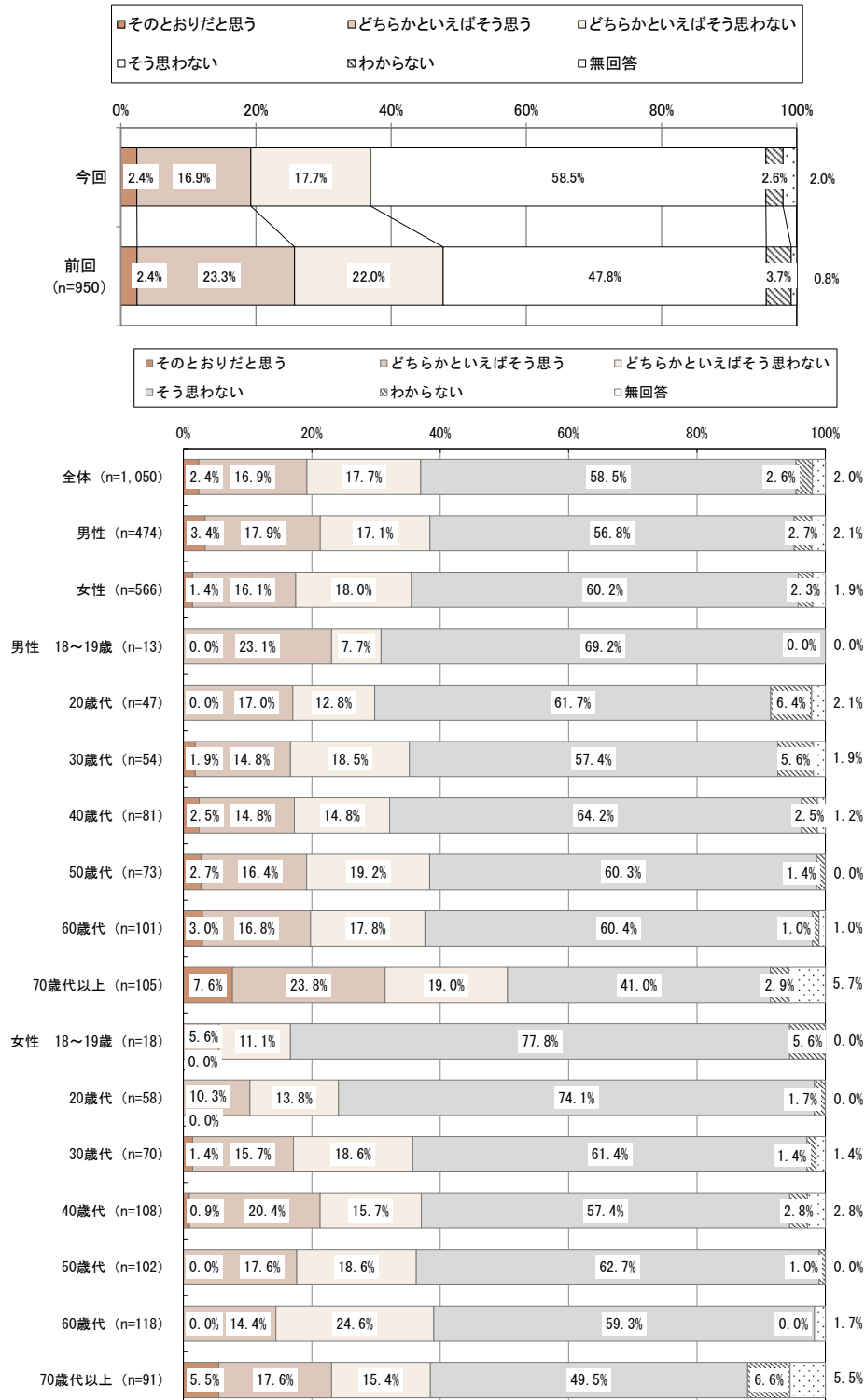
調査対象者	狭山市在住 20 歳以上 80 歳未満の男女
抽出方法	住民基本台帳から男女別年代別等間隔による無作為抽出 （男性 1,000 人、女性 1,000 人）
調査方法	郵送による配布、回収
調査期間	平成27年8月5日（水）～8月25日（火）
回収数／回収率	950 件／47.5%

(3) 調査結果概要

①「男は仕事、女は家庭」という考え方

「そう思わない」が 58.5%と最も高く、「どちらかといえばそう思わない」17.7%と合わせると7割以上の方がそう思わないと考えています。一方、「どちらかといえばそう思う」、「そのとおりだと思う」を合わせると 19.3%となっています。

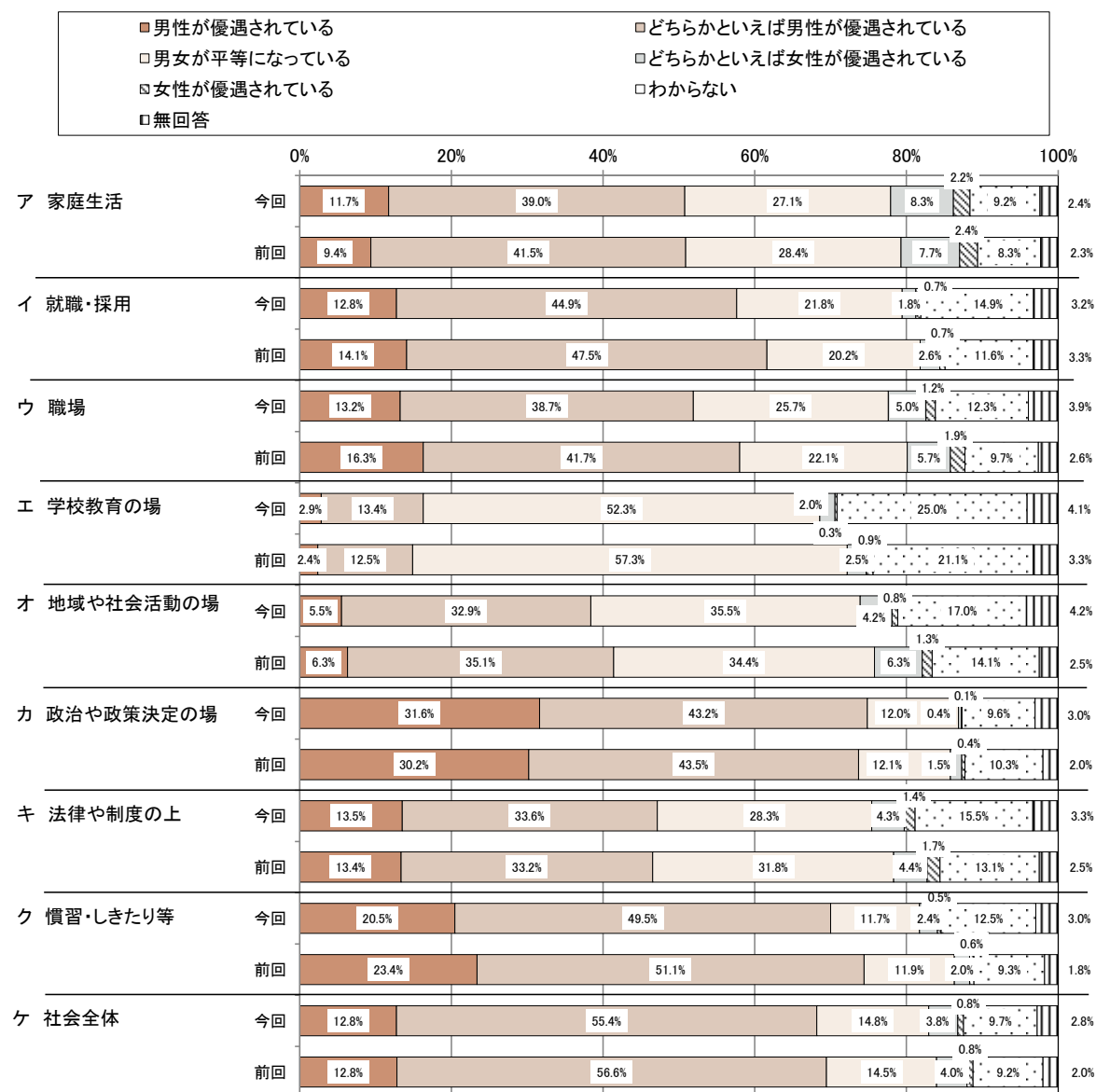
前回調査と比較すると「そう思わない」という回答が 10.7 ポイント増加しています。



②男女の地位の平等感について

男女の地位の平等感については、「男女が平等になっている」と回答した割合が最も高かったのは「学校教育の場」（52.3％）で、他の分野と比べて男女共同参画が進んでいると考えられます。

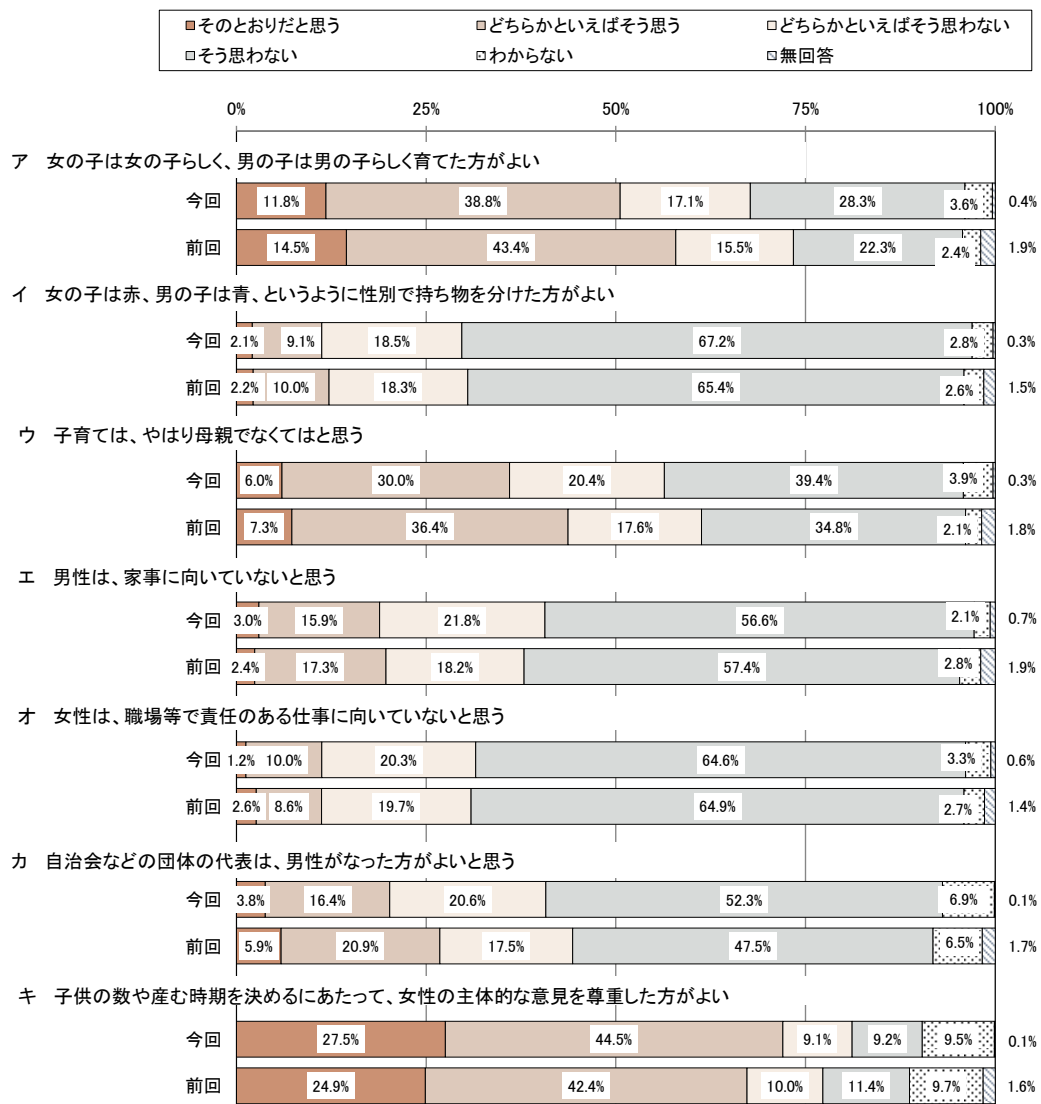
反対に、不平等感が高かったのは、「慣習・しきたり等」や「政治や政策決定の場」、「社会全体」、「就職・採用」などで、いずれも「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の回答の合計が 50％を超えており、多くの場面で依然として男性優位の社会であると感じていることがわかります。



③性差意識について

性差に関する意識についてたずねたところ、「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てた方がよい」と「子供の数や産む時期を決めるにあたって、女性の主体的な意見を尊重した方がよい」において、賛成の意見「そのとおりだと思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計が半数を占めています。

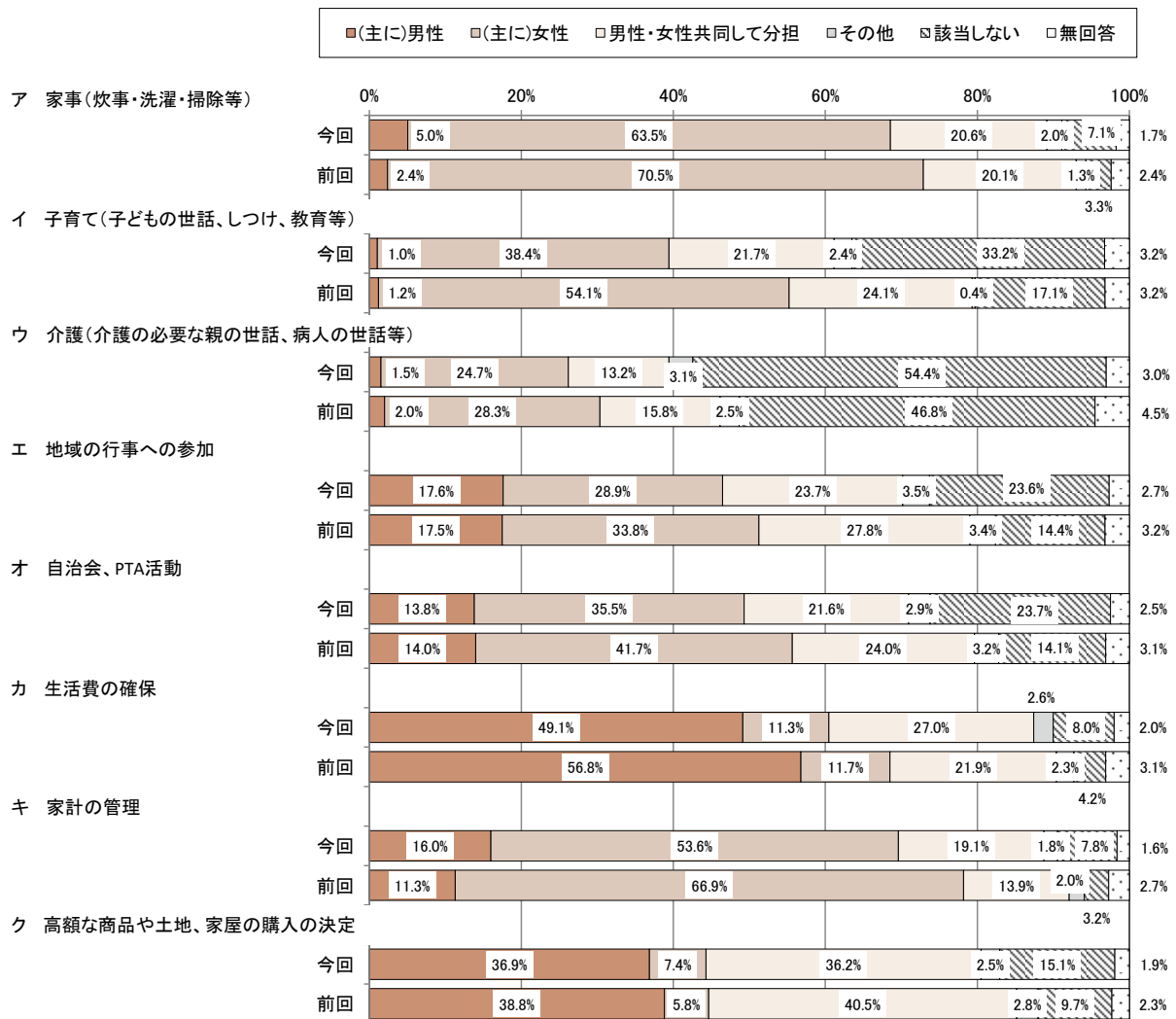
反対に、「女の子は赤、男の子は青、というように性別で持ち物を分けた方がよい」や「女性は、職場等で責任のある仕事に向いていないと思う」に対しては反対の意見「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」の合計が高くなっています。



④家庭生活・子育てについて

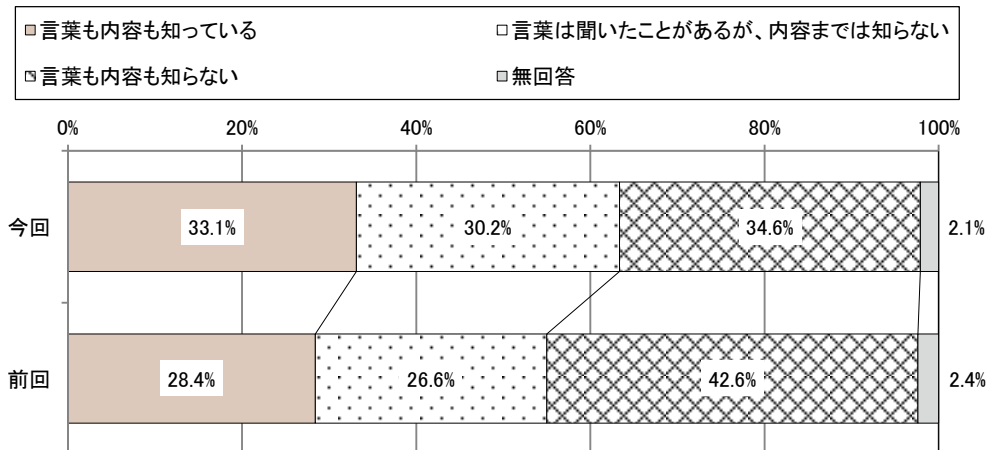
家庭生活や子育てについて主に担当している性別をたずねたところ、「生活費の確保」と「高額な商品や土地、家屋の購入の決定」は「(主に) 男性」の割合が高く、他の項目は全て「(主に) 女性」の割合が高くなっています。

「男性・女性共同して分担」の割合が最も高いのは「高額な商品や土地、家屋の購入の決定」となっています。



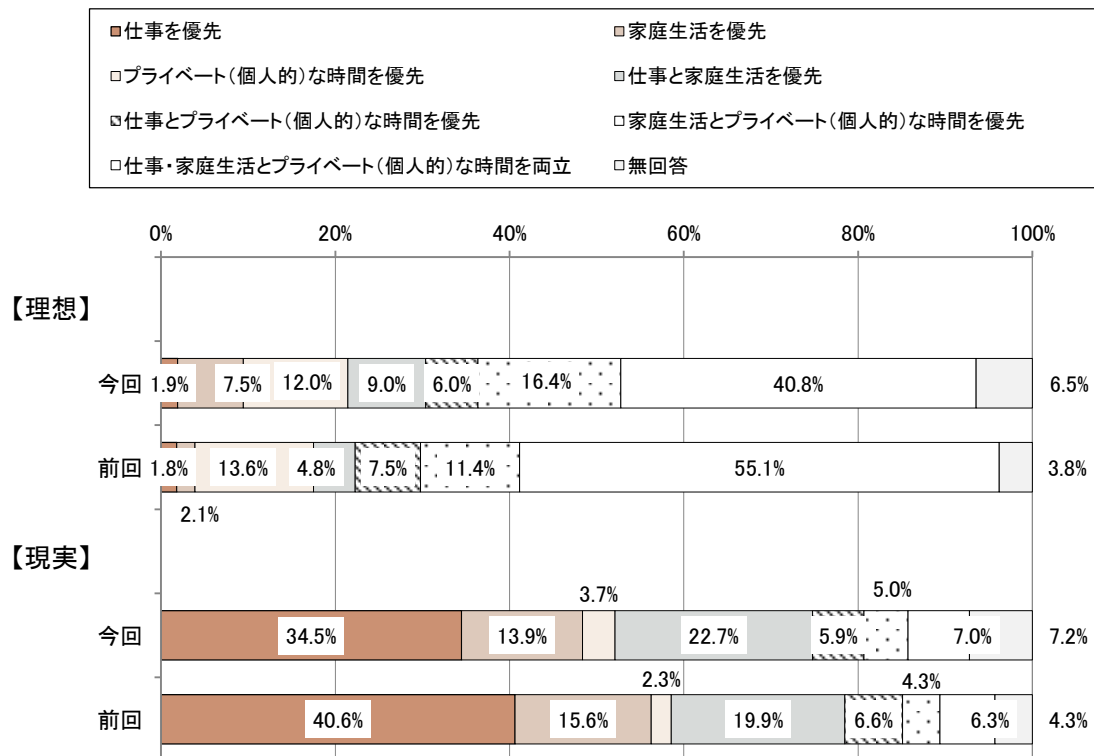
⑤ワーク・ライフ・バランスの認知度

「ワーク・ライフ・バランス」の認知度を見ると、知っている（「言葉も内容も知っている」と「言葉は聞いたことがあるが、内容までは知らない」の合計）は63.3%となっており、前回調査と比較すると8.3ポイント増加しています。



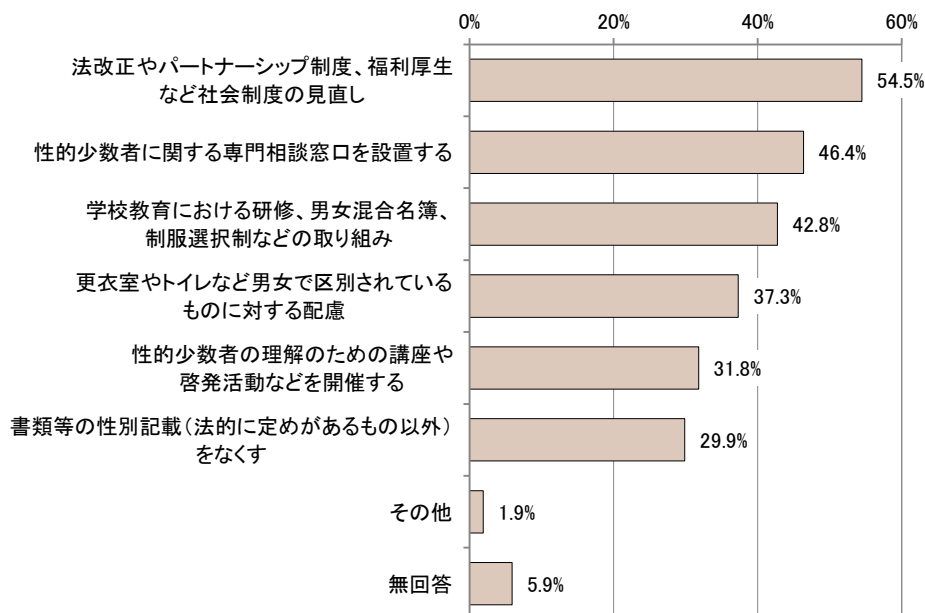
⑥生活の中での優先度

生活の中での優先度について「理想」と「現実」を比較すると、理想では「仕事・家庭生活・プライベート（個人的）な時間を両立」が40.8%ですが、現実では「仕事を優先」が34.5%で最も高く、「仕事・家庭生活とプライベート（個人的）な時間を両立」は7.0%となっています。



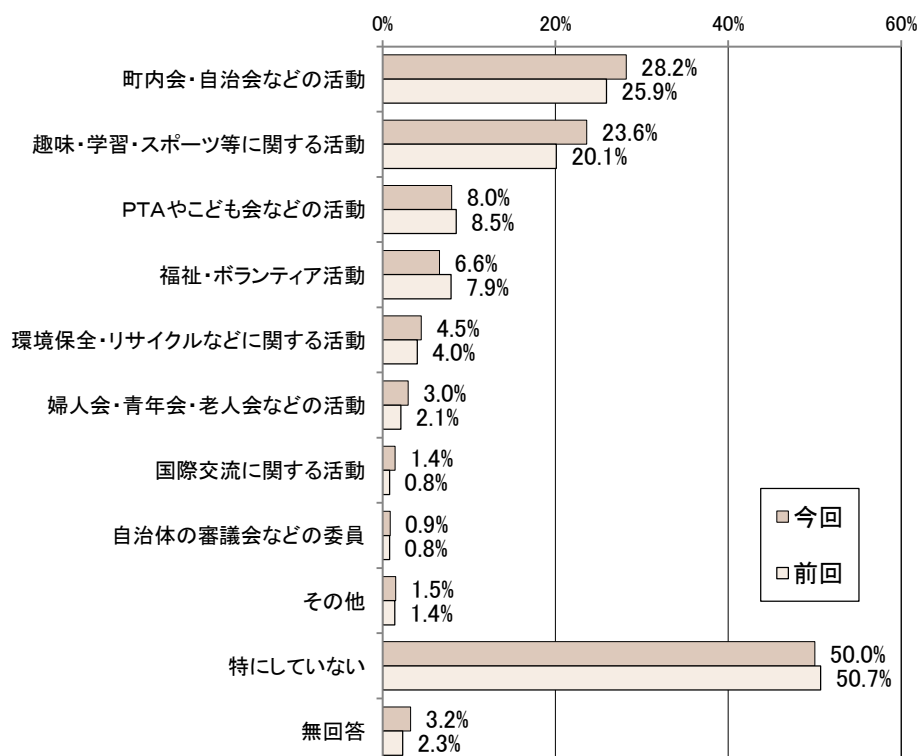
⑦性的少数者への理解・配慮

「法改正やパートナーシップ制度、福利厚生など社会制度の見直し」が 54.5%と最も高く、次いで「性的少数者に関する専門相談窓口を設置する」が 46.4%となっています。



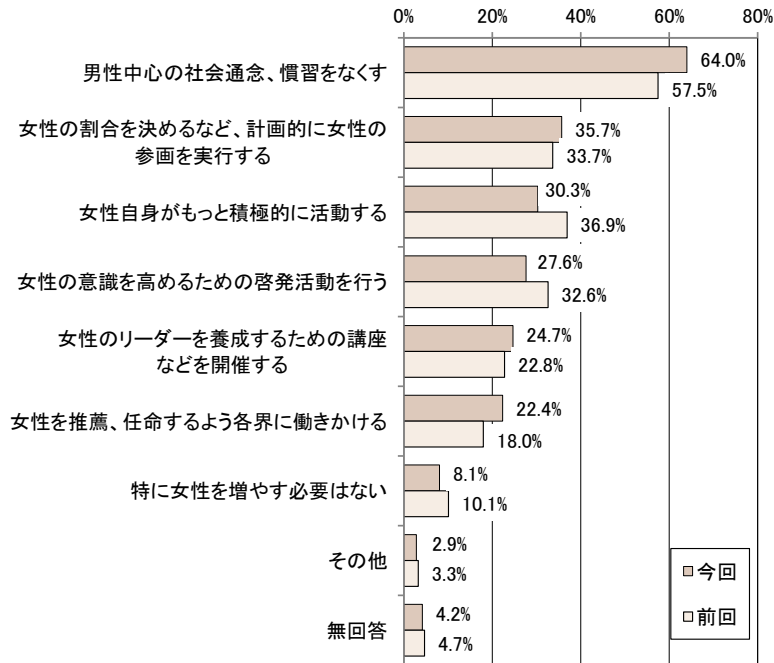
⑧現在行っている地域活動等

現在行っている地域活動に関しては、「特にしていない」が50.0%と最も高く、次いで「町内会・自治会などの活動」が28.2%、「趣味・学習・スポーツ等に関する活動」が23.6%となっています。



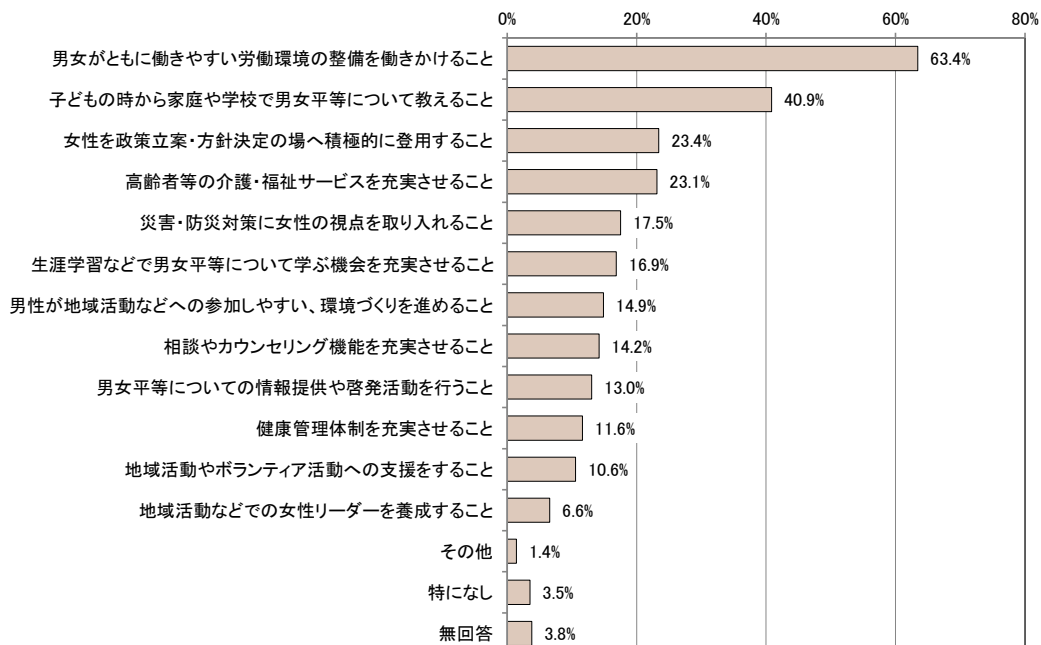
⑨政策決定への女性参画促進に必要なこと

政策決定への女性参画の促進に必要なことでは、「男性中心の社会通念、慣習をなくす」が64.0%と最も高く、次いで「女性の割合を決めるなど、計画的に女性の参画を実行する」が35.7%、「女性自身がもっと積極的に活動する」が30.3%となっています。



⑩男女共同参画社会をめざすために必要な取組

男女共同参画社会をめざすために必要な取組については、「男女がともに働きやすい労働環境の整備を働きかけること」が63.4%と最も高く、次いで、「子どもの時から家庭や学校で男女平等について教えること」が40.9%、「女性を政策立案・方針決定の場へ積極的に登用すること」が23.4%となっています。



第3節 第4次狭山市男女共同参画プランの成果目標の達成状況

第4次狭山市男女共同参画プランでは、施策の進捗状況や成果を測るものさしとして計画の基本方針に関する「施策の成果目標^{※1}」17項目を設定しました。

それぞれの項目について目標値^{※2}（令和3年度）を設定し、目標値達成に向けて毎年度ごとに進捗状況調査を行い、各担当課による施策の実施状況及び事業の評価を実施し報告書にまとめるとともに、その結果を狭山市男女共同参画審議会において第三者評価を行ってきました。

結果として、令和2年度の段階で17項目のうち目標値を達成した項目が6項目、基準値^{※3}よりも数値が改善した項目が4項目となりました。

目標値を達成できなかった項目の、「男女共同参画に関する講演会、セミナー等の延べ参加者数」、「男女共同参画センター情報コーナーの図書・映像資料の貸出人数」については、基準値の半数以下となっていますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止による各講演会等の中止や制限による影響もあり数値の減少につながっています。

※1 成果目標

それぞれの分野において掲げる具体的な取り組みを実施することによって、達成を目指す水準を明確化したものです。計画の最終年度に、各施策の成果検証を行います。

※2 目標値

各施策の推進状況の評価を客観的に行えるようにするため、各施策に設定する数値です。

※3 基準値

前期計画策定時の施策の現状値を基準値として設定し、目標値の設定基準とするものです。

第4次狭山市男女共同参画プランで設定した成果目標の状況

【評価判定基準】

◎：目標値を達成している

○：目標値を達成していないが、基準値より数値が改善している

△：基準値より数値が下がっている

基本方針	項目	担当課等	基準値 (H27 年度)	現状値 (R2 年度)	目標値 (R3 年度)	評価
Ⅰ	性別役割分担意識「男は仕事、女は家庭」の考えに反対する割合 (そう思わない+どちらかといえばそう思わない)	男女共同参画センター	69.8%	76.2%	76.0%	◎
	男女共同参画に関する講演会、セミナー等の延べ参加者数	男女共同参画センター	414 人	※ ¹ 34 人	700 人	△
	社会全体で男女が平等になっていると思う人の割合	男女共同参画センター	14.5%	14.8%	20.0%	○
	妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	保健センター	92.4%	95.8%	94.0%	◎
	子宮頸がん検診受診率(20～69 歳まで)	保健センター	38.1%	37.2%	40.0%	△
	乳がん検診受診率(40～69 歳まで)	保健センター	43.3%	40.8%	45.0%	△
	DV を受けた時に公的な相談機関に相談しようと思う人の割合	男女共同参画センター	58.9%	47.1%	65%以上	△
	男女共同参画センター「情報コーナー」の図書・映像資料の貸出人数	男女共同参画センター	335 人	※ ¹ 97 人	400 人	△
Ⅱ	ワーク・ライフ・バランスの用語の言葉も内容も知っている市民の割合	男女共同参画センター	28.4%	33.1%	30.0%	◎
	家事（炊事・洗濯・掃除等）における役割分担（実態）について「共同して分担している人」の割合	男女共同参画センター	20.1%	20.6%	23.0%	○
	保育施設待機児童数	保育幼稚園課	69 人	19 人	0 人	○
	ファミリー・サポート・センターの登録会員数	こども支援課	795 人	909 人	850 人	◎
	学童保育室待機児童数	学務課	52 人	55 人	0 人	△
	地域包括支援センターにおける相談件数	長寿安心課	23,254 件	32,793 件	31,000 件	◎
Ⅲ	審議会等における女性委員の登用率	総務課	28.8%	31.6%	35.0%	○
	市職員の課長相当職に占める女性の割合	職員課	6.2 %	13.8%	10.0%	◎
	消防団における女性消防団員数の割合	危機管理課	3.9%	3.8%	5.0%	△

※1 新型コロナウイルス感染症の拡大防止により中止や制限を行った影響によるもの。

第4節 今後取り組んでいくべき課題

本市の現状を見ると、人口・出生数とも減少傾向であり、高齢化率も年々高くなり、少子高齢化が進んでいる状況がうかがえます。女性の就業人口は増加していますが、女性の雇用形態はパートやアルバイトの割合が高くなっています。さらに、DV等の相談件数が、令和元年度から急増しており、コロナ禍における影響も考えられます。今後も豊かで活力ある狭山市を築いていくためには、男女が共に個性と能力を発揮し、あらゆる分野に参画できるように男女共同参画社会の実現に向けて、さらなる啓発や取り組みを行い、理解を深めていく必要があります。

市民意識調査の結果全体を見ると、固定的な性別役割分担意識の改善や男女の平等感、男女共同参画に関しての意識の醸成は徐々に進み、学校教育の場では、「男女が平等になっている」と回答した割合が半数を超える一方で、政治や政策決定の場、就職などでは、「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の回答の合計が50%と半数を超えており、男女共同参画社会の実現に向けては、さらなる啓発や取り組みが必要となっています。

こうした中、国が令和2年12月に策定した「第5次男女共同参画基本計画」では、「あらゆる分野における女性の参画拡大」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」を施策の三本柱とし、国と地方公共団体、民間団体等が連携体制を強化して取り組んでいくことが示され、それらを勘案した計画の策定が必要となっています。これらの点を踏まえ、本市における男女共同参画に係る課題は、以下のとおりと考えます。

《 固定的な性別役割分担意識の解消 》

市民意識調査の結果によると、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は、前回調査時より薄れるなどの改善が見られますが、いまだに根強く残っていることから、その解消に向け、広報・啓発活動を積極的に展開する必要があります。

《 多様な働き方への促進と雇用・就業の支援 》

育児や介護により、働きたいにもかかわらず離職する女性が少なくないことから、多様な働き方を促進することにより離職者を減少させるとともに、育児を終えた方や、離職者・転職者の再就職・再雇用の支援を行う必要があります。

《 防災分野における男女共同参画の促進 》

地域活動の中でも、近年、重要性が高まっている防災・復興分野において、地域防災計画や避難所運営等を検討する際に女性の参加を促進し、女性の意見が届きやすい環境づくりを行うことが必要です。

《 あらゆる暴力の防止 》

DV やハラスメントに対する正しい理解を深めるとともに、被害者の早期発見・早期対応につなげるため、相談窓口についての周知が必要です。また、女性だけでなく男性の被害者も支援が受けやすいような、体制づくりを進めることが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義づけられています。

本計画は、男女共同参画社会基本法を踏まえ、全ての人が個人として人権を尊重され、それぞれが個性と持てる能力を発揮し、自らの意思であらゆる分野の活動に参画でき、さらに人権を侵害するあらゆる暴力が根絶される社会のなか、個人個人が希望するライフスタイル^{※1}で、その人らしくいきいきと活躍できる、男女共同参画社会の実現を市・市民・事業者等が協働で目指し、以下の基本理念を掲げます。

第5次基本理念

人権が尊重され
ひと ひと
女と男が輝けるまち さやま

◇ ^{ひと}「女と男」という表記は、女性も男性も性別にとらわれず、人として認め合うことを表しています。

第2節 基本方針

この基本理念に基づき、基本方針を次のように定めます。

基本方針Ⅰ 「互いの人権を尊重し認め合える意識の醸成」

基本方針Ⅱ 「あらゆる分野でいきいきと輝ける環境の整備」

基本方針Ⅲ 「安全・安心に暮らせる生活環境の構築」

基本方針Ⅳ 「男女間のあらゆる暴力の根絶」

※1 ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣等を含めた個人の生き方を指します。

基本方針Ⅰ 互いの人権を尊重し認め合える意識の醸成

固定的な性別役割分担意識が残っていることから、市民一人一人が意識を見直すことができるよう広報・啓発活動を行います。男女共同参画社会を実現するためには、家庭・学校・地域・職場を通して、人権教育や男女の相互理解について学び、男女共同参画の意識と理解を深めていくことが重要です。

また、性の多様性への理解や、メディア^{※1}における性別に基づく固定概念にとらわれた表現、女性の性的な側面のみを強調したものなど、女性の人権に対する配慮を欠いた表現や扱いを防ぐ環境づくりを推進します。

国際化については、年々増加傾向にある外国人市民との交流を促進し、相互理解を図るとともに、外国人市民が地域社会から孤立せず、共に安心して暮らしやすいまちづくりを進めるため、国際的視野に立った男女共同参画を推進します。

基本方針Ⅱ あらゆる分野でいきいきと輝ける環境の整備

少子・高齢化の進行と人生 100 年時代の到来に伴い、性別にかかわらず働きたい人がやりがいをもって職業生活を送ることのできる社会づくりが求められる一方で、働く世代が担う子育てや介護の負担はますます増加することが見込まれます。

多種多様なライフスタイルをもつ個人の生き方に合わせて、子育て、介護等に追われる人生の各段階におけるニーズにも対応して、多様な働き方を選べるワーク・ライフ・バランス^{※2}の実現に向けた取り組みや、様々な理由で一旦就業を中断した女性が、再び職場で活躍できるための支援を推進します。

基本方針Ⅲ 安全・安心に暮らせる生活環境の構築

性や生命の大切さを啓発し、男女が互いの身体的な特徴を理解し、尊重し合うことが必要であり、生涯にわたり心身ともに健康な生活を送るための意識・健康づくりの推進を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済社会全体にも大きな影響を及ぼし、生活に困窮する方や様々な困難を抱えている人に、より深刻な状況をもたらしており、市民一人一人に寄り添った自立支援・経済的支援を行います。

あらゆる人が個性と能力を発揮して活躍し、活力ある豊かなまちを実現していくためには、男女が共に仕事と家庭・地域における活動などをバランスよく担うことが必要で

※1 メディア

情報伝達、記憶・保管する媒体全般（新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・SNS 等）を表します。

※2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくることです。

す。特に、男性が中心となりがちな防災・復興の分野では、女性の参画を促進するとともに、性差に配慮した防災体制づくりを推進します。

基本方針Ⅳ 男女間のあらゆる暴力の根絶

DV やセクハラ（セクシュアル・ハラスメント^{※1}）などは重大な人権侵害であり、どんな場合であっても男女を問わず決して許されるものではありません。

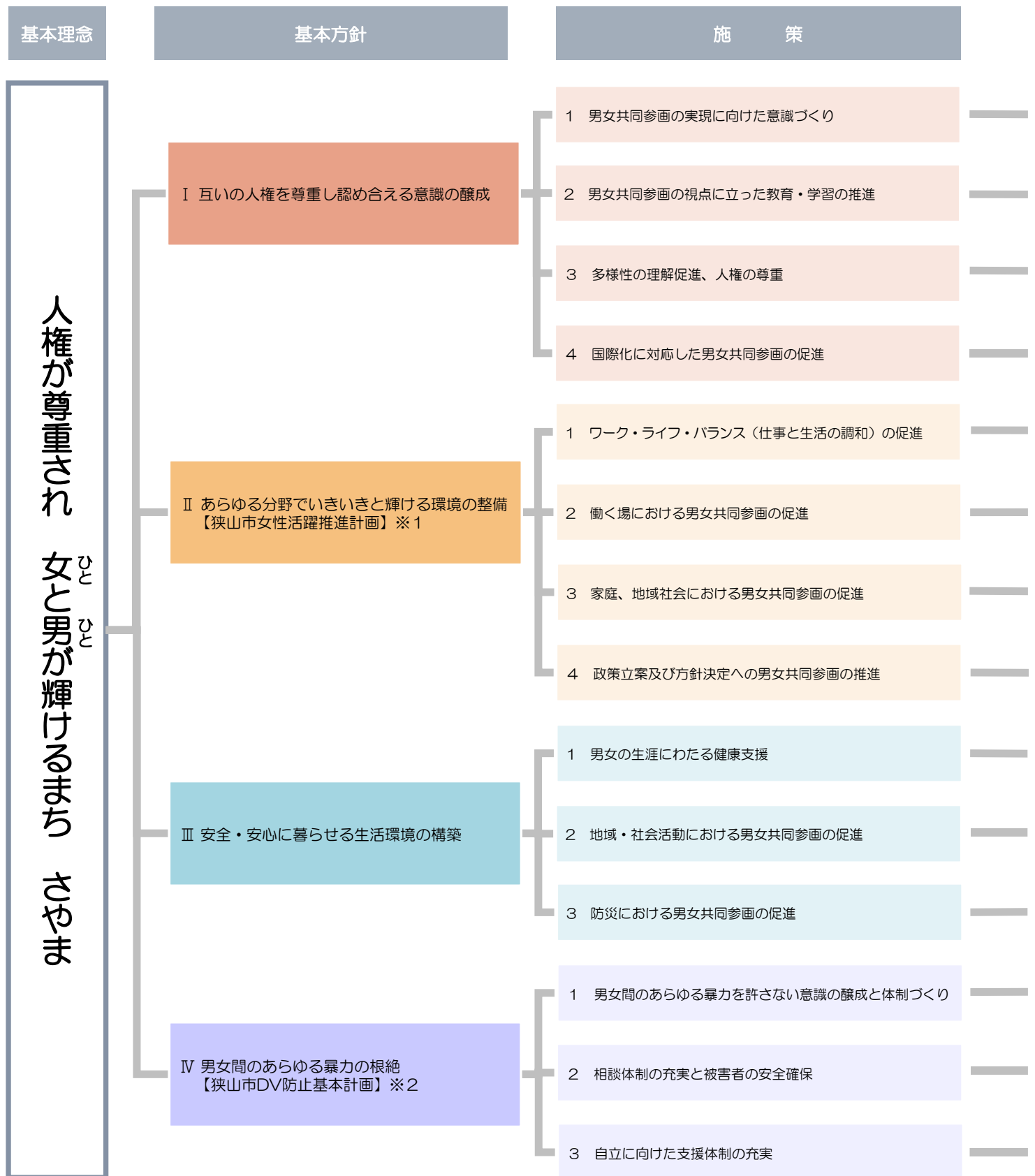
近年、SNS などインターネット上のコミュニケーションツールの広がりに伴い、若年層への被害拡大も見られます。これら、被害の相談の中には相談者本人が生命の危険にさらされていたり、子供への虐待を伴っている場合等、複合的な問題を含むことも多いことから、市役所内関係課・関係機関等との連携を強化し、被害者の安全確保、支援体制の充実を図ります。

※1 セクシュアル・ハラスメント（略称セクハラ）

性的な言動によって相手に不利益を与えたり、相手が不快に感じる行為を行うとセクハラに該当します。

セクハラには、性的な要求を拒否したことを理由に、評価や処遇面で不利益を与える対価型のセクハラだけでなく、わいせつな言動を繰り返したり、職場でアダルトサイトを閲覧するなど、職場環境を不快なものにする環境型のセクハラがあります。男女雇用機会均等法では、事業主に対し、セクハラを防止するための配慮義務が課せられています。

第3節 施策体系



※1 国が定める女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」に相当するものです。

※2 国が定める配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の第3項に基づく「市町村基本計画」に相当するものです。

施策の具体的な内容

SDGsとの関係

- ①男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進
- ②家庭・職場・地域における社会慣行の見直しの促進
- ③男女共同参画に関する情報収集と提供

- ①男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進と充実
- ②教育関係者の意識啓発の推進と充実
- ③生涯学習における男女平等教育の推進と充実

- ①性的少数者（LGBTQ等）に配慮した男女共同参画の理解と尊重
- ②メディアにおける人権の尊重

- ①国際理解のための情報収集と提供
- ②外国人市民への支援体制の充実
- ③国際理解のための教育と地域活動の促進

- ①ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発の推進
- ②多様なライフスタイルに対応した環境づくり

- ①男女の雇用機会における平等の促進
- ②女性が能力を発揮できる環境づくり
- ③多様な働き方への支援
- ④家族経営・小規模事業所等への意識啓発の推進

- ①家庭生活における男女共同参画の促進
- ②地域社会における男女共同参画の促進

- ①審議会等への女性の登用の推進
- ②女性人材の発掘・育成
- ③職員の意識改革及び職場環境の整備

- ①健康的な生活を送るための意識・健康づくりの促進
- ②性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての理解と尊重

- ①協働のまちづくりの推進
- ②地域・社会活動団体への支援
- ③世代の特性に応じた地域参加・活動への支援の推進
- ④困難を抱えた女性等が地域で安心して暮らせる環境の整備

- ①地域の防災分野における男女共同参画の推進

- ①男女間のあらゆる暴力の防止に向けた教育・啓発活動の推進
- ②各種ハラスメントの防止に向けた教育・啓発活動の推進

- ①DV相談体制の充実と機能強化
- ②被害者の安全確保の充実
- ③関係機関との連携強化と防犯情報の提供

- ①被害者の自立に向けた支援体制の充実



第4章 施策の内容

■第4章の見方

第4章は、基本方針Ⅰ～Ⅳから展開される施策の内容及び、具体的な取り組み内容を記載しています。



施策と関連するSDGsをアイコンにて表示しています。

基本方針Ⅰ 互いの人権を尊重し認め合える意識の醸成

基本方針の名称

施策1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり

現状

施策の名称

令和2年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査（以下、市民意識調査）において、「男は仕事、女は家庭」という考え方について「その通りだと思う」「どちらかといえばそう思う」という回答が19.3%と、いまだに性別による役割分担の意識が色濃く残っています。

私たちの暮らしの中でも、社会制度や慣行には、性別による区別がなくても男性が優遇され、女性の参画が阻まれているものがあります。市民意識調査によると、男女の地位の平等感について「平等」との回答が一番多かったのは、「学校教育の場」の52.3%に対して、「地域や社会活動の場」では35.5%、「家庭生活」では27.1%、「習慣・しきたり等」では11.7%まで低下しています。

施策を取り巻く環境の変化やアンケート結果などから読み取れた、施策の現状を記述しています。

課題と取り組みの方向性

人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた固定的な性別役割分担意識を解消し、性別による差別的取扱いを受けないような社会の形成が必要とされます。

男女共同参画社会の実現には、誰もが生まれながらにもっている権利をお互いに尊重し合い、性別に関わらず一人一人が自分らしく生き、個性豊かに生きられるよう、広報・啓発活動を続けていきます。

また、男女共同参画の推進に関する調査結果等を公表するなど、家庭や職場、地域での男女共同参画推進事例の情報を提供し、男女共同参画の意識づくりを推進します。

施策の現状を踏まえ、本市が行う具体的に取り組むべき課題や方向性を記述しています。

施策の具体的な内容

体系に示している施策の具体的な内容

① 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進

男女共同参画意識の高揚と理解の促進を図るため、各種啓発活動を行います。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
1	市広報紙等による啓発	多様な媒体を活用した広報・啓発活動により男女共同参画の意識啓発を推進します。	広報課 人権推進室
2	男女共同参画情報紙の発行	市民等にわかりやすい内容で、男女共同参画に関する啓発・情報提供を行います。	男女共同参画センター
3	男女共同参画講座・講演会等の開催	男女共同参画について市民等の理解を深めるため、男女共同参画に関する各種講座や講習会等を実施します。	男女共同参画センター
4	国や県と連携した啓発活動	「男女共同参画週間 ^{※1} 」等、国や県と連携した啓発活動を実施します。	男女共同参画センター

事業の担当課等

事業番号

主な事業の内容

具体的な取り組み内容の記述

② 家庭・職場・地域における社会慣行の見直しの促進

現在の社会慣行の中には、固定的な性別役割分担を前提とするものが残されていることから、家庭・職場・地域における社会慣行の見直しを促進します。

【新規】
第5次より新たに追加した事業

第3次より新たに追加した事業		
No.	主な事業	担当課等
5	【新規】男女共同参画に関する出前講座の開催	男女共同参画への理解を深めるため、出前講座を開催します。
6	男性向け講座の開催	講座等を活用して男女平等意識を啓発します。



基本方針Ⅰ 互いの人権を尊重し認め合える意識の醸成

施策1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり

現状

令和2年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査（以下、市民意識調査）において、「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そのとおりだと思う」「どちらかといえばそう思う」という回答が19.3%と、いまだに性別による役割分担の意識が色濃く残っています。

私たちの暮らしの中でも、社会制度や慣行には、性別による区別がなくても男性が優遇され、女性の参画が阻まれているものがあります。市民意識調査によると、男女の地位の平等感について「平等」との回答が一番多かったのは、「学校教育の場」の52.3%に対して、「地域や社会活動の場」では35.5%、「家庭生活」では27.1%、「慣習・しきたり等」では11.7%まで低下しています。

課題と取り組みの方向性

人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた固定的な性別役割分担意識を解消し、性別による差別的取扱いを受けないような社会の形成が必要とされます。

男女共同参画社会の実現には、誰もが生まれながらにもっている権利をお互いに尊重し合い、性別に関わらず一人一人が自分らしく生き、個性豊かに生きられるよう、広報・啓発活動を続けていきます。

また、男女共同参画の推進に関する調査結果等を公表するなど、家庭や職場、地域での男女共同参画推進事例の情報を提供し、男女共同参画の意識づくりを推進します。

施策の具体的な内容

① 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進

男女共同参画意識の高揚と理解の促進を図るため、各種啓発活動を行います。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
1	市広報紙等による啓発	多様な媒体を活用した広報・啓発活動により男女共同参画の意識啓発を推進します。	広報課 人権推進室
2	男女共同参画情報紙等の発行	市民等にわかりやすい内容で、男女共同参画に関する啓発・情報提供を行います。	男女共同参画センター
3	男女共同参画講座・講演会等の開催	男女共同参画について市民等の理解を深めるため、男女共同参画に関する各種講座や講習会等を実施します。	男女共同参画センター
4	国や県と連携した啓発活動	「男女共同参画週間 ^{*1} 」等、国や県と連携した啓発活動を実施します。	男女共同参画センター

② 家庭・職場・地域における社会慣行の見直しの促進

現在の社会慣行の中には、固定的な性別役割分担を前提とするものが残されていることから、家庭・職場・地域における社会慣行について男女共同参画の視点で見直しを促進します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
5	【新規】男女共同参画に関する出前講座の開催	男女共同参画への理解を深めるため、出前講座を開催します。	男女共同参画センター
6	男性向け講座の開催	講座等を活用して男女平等意識を啓発します。	男女共同参画センター

③ 男女共同参画に関する情報収集と提供

男女共同参画に関する先進的な取組事例や、国、県、近隣市町等の情報を収集し、市民や事業者へ提供します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
7	市民意識調査の実施	市民の男女共同参画に関する意識を把握するために市民意識調査を実施し、調査結果を公表します。	男女共同参画センター
8	ウェブサイト、リーフレット等による情報収集と提供	男女共同参画に関する情報を収集・提供します。	男女共同参画センター 産業振興課
9	男女共同参画に関する情報提供の強化	情報コーナーにおける関連図書や映像資料の貸出や、国・県・近隣市町の関連資料等の情報収集と提供を行います。	男女共同参画センター

^{*1} 男女共同参画週間

日本で男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるために設けられた週間。

2000年12月26日に男女共同参画推進御本部により毎年6月23日から6月29日までの1週間と決定されました。

施策2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

現状

市民意識調査では、「男女共同参画社会をめざすために必要な取組」について、「子どもの時から家庭や学校で男女平等について教えること」という回答が40.9%と2番目に多く上げられ、子供の頃からの男女平等教育が求められています。

男女共同参画についての士気を高めていくうえで、教育・学習の果たす役割は極めて大きく、男女共同参画をはじめとする人権尊重の意識を身に付け、より理解を促進していくためには、次代を担う子供たちへの教育が欠かせないことから、子供の頃から男女共同参画の意識をはぐくむ家庭教育が大きな役割を果たしています。

課題と取り組みの方向性

固定概念に基づいて語られる「男性は・・・」、「女性は・・・」で始まる「あるべき」論の直しは、男女共同参画社会の実現を図るうえで、重要な課題です。

そのためには、教育の果たす役割がきわめて重要になっており、家庭・学校・地域社会等の様々な場において、男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実が求められます。

児童生徒が男女共同参画への理解を深めていくうえで、指導者に対する男女共同参画の視点に立った教育等を継続して推進するとともに、一人一人の個性や能力に応じ将来の進路選択ができるよう、子供の頃から男女共同参画や男女平等、人権の尊重、性差に関する偏見の解消を図ります。

さらに、地域社会における場外学習の取り組みの中で、男女共同参画の視点に立った男女平等教育の理解や意識をはぐくむことも重要であるため、学校、地域の連携を図り、多様な教育活動の中で、発達の段階に応じた男女共同参画・男女平等の意識の浸透を図ります。

施策の具体的な内容

① 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進と充実

家庭に向けて男女共同参画の意識啓発を努めるとともに、学校教育における男女平等教育や、主体的に将来の進路選択ができるための教育を推進します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
10	家庭教育学級の実施	家庭での固定的な性別役割分担意識の解消を図るために啓発活動や家庭教育学級等を開催します。	社会教育課
11	学校教育における男女平等教育の強化	男女平等の理念を推進する教育を実施するとともに、性別にとらわれず個性、適性に応じて、主体的に進路選択が可能となる発達の段階に応じたキャリア教育※ ¹ を実施します。	教育指導課
12	男女混合名簿の導入促進	男女平等の観点から男女混合名簿の導入促進を図ります。	教育指導課

② 教育関係者の意識啓発の推進と充実

教育現場における男女差別や不必要な男女区別は、無意識のうちに子供たちに性差意識を持たせることになります。男女平等に関する教職員の研修参加及び男女共同参画の視点を取り入れた教育と事業を推進します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
13	教職員の研修会への参加	教職員を対象とした県が開催する研修会へ参加し、男女共同参画に関する意識啓発を推進します。	教育指導課
14	人権尊重、男女共同参画の視点に立った教材や指導資料等の活用	人権尊重を基盤とした男女平等感の形成に資する教材や指導資料等の活用を図り、各校の実態に応じた指導の工夫・改善を実施します。	教育指導課

③ 生涯学習における男女平等教育の推進と充実

学習と交流の機会を提供する生涯学習の振興に努め、男女共同参画意識の形成を図ります。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
15	人権に関する研修・講座の開催	市民を対象とした生涯学習の場において人権教育、男女平等教育を推進します。	社会教育課 富士見集会所 公民館 人権推進室

※¹ キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育です。

施策3 多様性の理解促進、人権の尊重

現状

市民意識調査では、性的少数者の方への理解や配慮すべきことについて、「法改正やパートナーシップ制度、福利厚生など社会制度の見直し」という回答が54.5%と一番多くあげられています。

LGBTQ^{※1}等の性的少数者に関する認知度は少しずつ広がりを見せていますが、LGBTQ 等の方たちの中には差別や偏見を恐れて、本当の自分を周りに言えないまま過ごしている方もいます。

課題と取り組みの方向性

誰もが一人の人間として尊重され、性の違いによる差別を受けることなく、個人として能力を発揮できる機会を得られるなど、それぞれの持つ特性を理解し、尊重し合うことが大切です。

普段の生活の中で、何気なく見かける映像や広告などには、男性を中心としてきた社会の仕組みや無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）につながる表現が含まれていることがあります。教育現場やメディアにおいて、言葉や視覚・聴覚に訴える表現は、人々の意識に大きな影響を与えます。男女共同参画に配慮した表現を推進し、固定的な性別役割分担や女性に対する暴力を助長及び連想させるような表現等に十分留意するよう、研修や啓発に取り組めます。

また、メディア情報の背景にある価値観、意図を批判的に分析、評価する能力（メディア・リテラシー^{※2}）を向上させ、女性軽視につながる表現に対して「気づく」能力を養成していきます。

さらに、多様な性についての理解を深めるための情報提供や相談体制、教育を充実していきます。

※1 LGBTQ（エル・ジー・ビー・ティー・キュー）

女性同性愛者（レズビアン、Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）、性同一性障害を含む性別越境者（トランスジェンダー、Transgender）、自分自身の性を決められない・わからない・決めていない（クエア／クエスチョニング、Queer／Questioning）人々を意味する頭字語です。

※2 メディア・リテラシー

メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力を指します。具体的には、テレビ・新聞等のマスメディアや、インターネット等の新しい情報メディアが、どのように意味を構成しているのかを理解し、その情報をただ表面的に受け止めるのではなく、それを主体的・批判的に分析して読み解く力、またこれらのメディアによって、コミュニケーションを創り出す力のことを指します。

施策の具体的な内容

① 性的少数者（LGBTQ 等）に配慮した男女共同参画の理解と尊重

性的指向・性自認等に対する正しい理解を広め、偏見や差別の解消を図ることにより、社会全体が多様性を尊重し、認め合う環境づくりを促進します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
16	性的少数者（LGBTQ 等）に関する啓発	多様な性についての理解促進のため、研修や講座等での啓発活動や、市広報紙やウェブサイト等での周知を行います。また、パートナーシップ宣誓制度 ^{※1} の周知を行います。	人権推進室 社会教育課 市民相談課
17	多様な性についての教育の推進	児童生徒の発達の段階に応じて、多様な性について適切な指導を行えるため、教職員に関係機関からの情報や資料を提供します。	教育指導課
18	相談体制の充実	人権相談事業について、国の相談窓口と連携し、対応の充実を図ります。	市民相談室

② メディアにおける人権の尊重

メディア・リテラシーの向上を図るため、学校教育の推進及び児童生徒、保護者等に学習機会の提供を行うとともに、男女共同参画の視点に立った公的刊行物の作成・発行を促進します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
19	情報モラルに関する学習会の実施	児童生徒、保護者等を対象にテレビやラジオ、雑誌、インターネット等のメディア上に発信した情報に対する責任、情報の安全な利用などの情報モラルを身に付け、情報手段を適切に活用できる力がつくよう、学校教育等を通じて充実を図ります。	教育指導課
20	市職員への国や県のガイドラインの周知と活用の促進	男女共同参画の視点から公的刊行物や広報紙等の作成・発行において、表現に留意するように促します。	男女共同参画センター

※1 パートナーシップ宣誓制度

お互いを人生のパートナーとして助け合い、協力し合って生活を共にすると約束した二人（双方又はいずれか一方が性的少数者である方）が、市長に対してパートナーであることを宣誓し、狭山市は宣誓証明書と宣誓証明カードを交付する制度です。

施策4 国際化に対応した男女共同参画の促進

現状

我が国における男女共同参画の取り組みは、国際的な動きとともに進められてきました。世界の女性の地位向上に向けた取り組みや、世界の女性が抱えている様々な問題など、国際的課題の情報収集・提供が不可欠です。

また、本市の外国人市民の人口は年々増加しており、2,000人以上の外国人市民が暮らしています。

課題と取り組みの方向性

グローバル化が進展する中で、人種・国籍などの外見的な違いだけでなく、それぞれの文化や価値観、生活習慣について理解し尊重することが重要です。

近年、外国人労働者や留学生等の増加により、様々な場面で外国人と接する機会が増えています。外国籍の方や外国にルーツを持つ人々が、共に安心して暮らせる地域社会づくりを考えると、市民一人一人が国籍、性別、民族を問わず人権を尊重し、外国人市民を地域社会の一員として受け入れることが大切です。市全体で交流の機会や情報提供、学習機会の充実を図り、国際的視野に立った男女共同参画を促進します。

また、外国籍の方のニーズや行政支援等に対応できる相談体制を整え、安心して暮らせる環境づくりを行っていきます。

施策の具体的な内容

① 国際理解のための情報収集と提供

男女共同参画社会の形成のため、国際的動向についての情報の収集と提供に努めます。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
21	情報収集と提供	男女共同参画に関する諸外国の情報を収集・提供します。	男女共同参画センター

② 外国人市民への支援体制の充実

外国人市民が安心して暮らせるよう、市民活動団体への支援を通じて、サポート体制の強化を図ります。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
22	多言語による情報提供	関係機関と連携し、外国語による生活情報を提供します。	自治文化課
23	国際交流協会への支援	狭山市国際交流協会への支援体制を強化し、日本語教室など幅広い国際交流活動の実施を推進します。	自治文化課
24	外国人相談支援事業	市と狭山市国際交流協会との協働事業として、支援を求めて来庁された外国の方に対応します。	自治文化課

③ 国際理解のための教育と地域活動の促進

国際化に向けた学校教育における教育内容の充実や、市民の国際理解を深める交流の場を提供します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
25	国際理解教育の充実	小・中学校の英語教育を推進するなかで、外国の文化に対する理解を尊重し育成する教育を推進します。	教育センター
26	国際交流活動への支援	様々な国や地域の文化について知る機会を提供し、国際理解と国際交流の推進を図ります。	自治文化課

市民や事業者に期待する行動

市民

- 公民館等で開催する男女共同参画に関する講座に参加しましょう。
- 「男だから、女だから」という考え方にとらわれず、自分らしさを大切に「自分らしく」生きましょう。
- ポスター等に性別によって役割を固定したイラスト等がないか周りの人と話し合ってみましょう。
- 自分にできるところから国際交流を実践し、外国の文化等について理解を深めましょう。

事業者

- 職場では男女の固定的な役割分担がないか見直してみましょう。



基本方針Ⅱ

あらゆる分野でいきいきと輝ける環境の整備

【狭山市女性活躍推進計画】

施策1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進

現状

仕事と家庭を両立することができ、それぞれのライフスタイルに応じた自由な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。

平成30年に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が制定され、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保のための措置に向けた取り組みが進められています。また、令和3年6月には育児・介護休業法が改正し、男性の育児休業取得促進に向けた整備が進められています。

市民意識調査では、ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っている割合は、「言葉も内容も知っている」「言葉は聞いたことがあるが、内容までは知らない」を合わせて63.3%と前回調査と比較して向上していますが、「言葉も内容も知っている」という回答は約3割にとどまっています。

また、生活の中での優先度については、理想では「仕事・家庭生活とプライベート（個人的）な時間を両立」を優先したい回答が40.8%と一番多いのに対し、現実では「仕事を優先」の回答が多くなっています。

課題と取り組みの方向性

近年の人口減少、特に生産年齢人口の減少を背景とする中で、個人、企業など社会全体が発展していくために、長時間労働を前提とした従来の働き方や、労働生産性の向上など働き方改革を進めるよう働きかけていきます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、さらに多様化したライフスタイルに合わせ、男性中心型の労働慣行の変革など職場環境整備を促すとともに、男性が家事・育児・介護に参画しやすい環境をつくり、ワーク・ライフ・バランスがより一層推進されるよう施策に取り組んでいきます。

施策の具体的な内容

① ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発の推進

ワーク・ライフ・バランスを市民等に周知・啓発するとともに、男性の育児休業・介護休業の取得を働きかけます。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
27	ワーク・ライフ・バランスに関する広報活動	仕事と家庭生活、地域活動の調和が図られ、充実した生活を実現するため、市広報紙やパンフレット等にて広報・情報提供を行います。	男女共同参画センター 産業振興課
28	企業への情報提供	ワーク・ライフ・バランスについて市内事業者へ企業訪問時にチラシによる情報提供と啓発を行います。	産業振興課

② 多様なライフスタイルに対応した環境づくり

子育てや介護等と仕事や地域活動等が両立できるよう、待機児童ゼロに向けた保育サービス・子育て支援サービスの充実や、介護等の支援の充実を図ります。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
29	育児・介護休業制度の普及・啓発	男女が共に子育てや介護を協力して行い、仕事と両立ができるよう企業に対して制度等の啓発・情報提供を行います。	男女共同参画センター 産業振興課 職員課
30	学童保育室の充実	放課後や夏休みなど学校休業日に、家庭に代わる生活の場として遊びや育成を行い、仕事と子育ての両立を図ります。	青少年課
31	【新規】 一時預かり事業	一時的に保育が必要な場合に預けられる環境を提供し、子育て家庭を支援します。	学務課 保育幼稚園課 総合子育て支援センター
32	待機児童の解消	保育が必要な家庭への子育て支援の充実のため、保育園・学童保育の待機児童解消に向けた取り組みを行います。	保育幼稚園課 青少年課
33	子育て家庭への支援の充実	身近な場所で子育て支援の情報提供や相談・助言などを行うとともに、関係機関と連携し、子育て家庭に対し各種制度の案内や情報提供を行います。	こども支援課 保育幼稚園課 保健センター

施策2 働く場における男女共同参画の促進

現状

近年、働いている又は働きたいと希望する女性は年々増加しており、働く女性への期待が高まっています。そうした中、平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定され、市町村においても推進計画の策定が努力義務とされました。

市民意識調査では、男女の地位の平等感（職場）について、「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」という回答が51.9%あり、職場における男女間の格差は依然として残っていることが見受けられます。

管理職等における女性の割合も徐々に増えていますがいまだ低水準であり、男女間の平均賃金には依然として開きがある等、女性の能力の発揮は十分とは言えないのが現状です。これらの要因としては、男女が共に、固定的な性別役割分担意識が解消されていないことや、男性中心の企業意識・慣行がいまだ根強く残っていることが考えられます。

課題と取り組みの方向性

働くことの意義は、経済的な自立を推進するだけではなく、自己実現や社会貢献の手段にもなります。女性があらゆる分野にて能力を発揮し活躍するためには、ワーク・ライフ・バランスの推進と、女性自身がエンパワーメントを高められるよう意識づくりを行う必要があります。

個人の価値観や望むライフスタイルに応じた就業形態を主体的に選択でき、男女間の格差をなくし、公平な対応が受けられ、働きたい女性が出産・子育て・介護などにより、一旦休職や退職した後も希望に応じた働き方ができるような支援や職場環境の改善など積極的な取り組みが不可欠です。

引き続き企業に対し、働く場における男女共同参画を推進するため、男女の均等な雇用の機会と平等な待遇確保を図るための働きかけを行っていきます。

施策の具体的な内容

① 男女の雇用機会における平等の促進

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保が図られる等、県と連携して企業等への啓発を推進するとともに、労働に関する相談事業を周知します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
34	男女雇用機会均等法など労働に関する法律の周知	「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」における主に女性に関する分野について、啓発や情報コーナー等を活用した情報提供を行います。	産業振興課 男女共同参画センター
35	労働相談窓口の周知	労働環境の改善を図るため、労働条件や労働に関する相談窓口の周知を行います。	産業振興課

② 女性が能力を発揮できる環境づくり

新たに資格や技術を取得し、スキルアップを図るための講座情報を提供する等、女性の能力開発・向上を支援します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
36	各種技術取得講座情報の周知	資格や技術取得に関する情報を収集・提供します。	産業振興課
37	講座、講演会等へ参加しやすい環境づくり	スキルアップ等の講座・講演会の参加がしやすいよう保育付きの事業の推進を図ります。	男女共同参画センター 公民館

③ 多様な働き方への支援

個人の価値観やライフスタイルに応じた働き方が選択できるよう、フレックスタイム制度^{※1}や在宅勤務制度等、多様な就業形態での就労を支援します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
38	多様な就労形態の普及	フレックスタイム制度や在宅勤務など仕事と家庭生活が両立しやすい多様な働き方を普及させるため、情報コーナー等の活用やチラシ配布など啓発・情報提供を行います。	男女共同参画センター 産業振興課

※1 フレックスタイム制度

労使協定に基づき、労働者が各自の始業時刻と終業時刻を原則として自由に決定して働く制度で、労働者がその生活と業務の調和を図りながら効率的に働くことができ、労働時間を短縮しようとするものです。

④ 家族経営・小規模事業所等への意識啓発の推進

家族や従事者での共同体制が必要となる農業者や小規模事業所に対して、男女共同参画の意識啓発の推進を図ります。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
39	家族経営協定※ ¹ の促進	男女が意欲とやりがいをもって対等に経営等に参画できるように、家族経営協定の締結を促進します。	農業振興課
40	商工会議所との連携強化	家族経営や小規模事業所等に従事する女性の就労環境の改善に向けた啓発・情報提供を行います。	産業振興課 商業観光課

※¹ 家族経営協定

農業等の家族従事者が、意欲と生きがいを持って取り組める状況を作り出すために、経営目標、役割分担、就業条件、一般生活等について話し合い、文書で取り決めをすることです。

施策3 家庭、地域社会における男女共同参画の促進

現状

男女が共にいきいきと働くことができるよう、家庭生活においても育児や介護などについて家族としての役割を果たしながら、協力して生活を営むことが男女共同参画社会の実現には不可欠です。

市民意識調査では、家庭生活や子育ての主な担当者について「(主に)女性」と回答した割合が、「家事(炊事・洗濯・掃除等)」は63.5%、「子育て(子どもの世話、しつけ、教育等)」は38.4%という回答となっており、家事や育児が主に女性の役割となっている現状が浮き彫りとなっています。

近年は、家事・子育て・介護を協力して行っている家庭も多く見られますが、家庭における男女共同参画において、いまだに根強く女性が主として担っている現状があります。男性の参画を促し、家庭における女性の負担を軽減するためにも、公的なサービス等の利用促進も含めた支援体制づくりが求められています。

課題と取り組みの方向性

家庭生活における男女共同参画の推進には、男性の参画が重要であるため、男性を対象とした講座やイベントを開催し、意識啓発を行います。

また、育児に関しては、一時保育等の保育サービスや、ファミリー・サポート・センター事業^{※1}があり、育児相談や育児指導、学習機会の提供、交流事業等幅広く実施しており、今後も事業の拡充を図っていきます。

介護の問題については、介護が必要になっても安心して生活できるよう、「狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」による相談支援体制と支えあい活動の充実を図ります。

地域社会においては、男性が中心となっている現状があることから、女性も参加しやすい雰囲気や時間帯の設定を行うなど、男女が共に地域社会に参加しやすい環境づくりを促進し、男女が地域活動の中でそれぞれの力を発揮し、地域活動を活性化して地域力を高め各種施策を推進していくことが必要です。

^{※1} ファミリー・サポート・センター事業

サービスを依頼する預ける会員とサービスを提供する預かる会員による会員制。内容は、預かる会員による一時保育、保育所等への送迎で、利用できる事由として冠婚葬祭、学校行事、家族の病気等です。

施策の具体的な内容

① 家庭生活における男女共同参画の促進

家庭生活において性別による固定的な役割分担を見直すための講座の開催や意識啓発を行います。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
41	子供向けの男女共同参画情報の提供	子供の頃から男女共同参画への理解を促進します。	男女共同参画センター
42	子育て講座の開催	親子や親同士が楽しめる機会を提供し、子育てに関する学習や情報提供を行い、子育ての悩みや不安の解消を図ります。	男女共同参画センター 総合子育て支援センター
43	両親学級の開催	赤ちゃんを迎えるお母さんとお父さんを対象に、子育てについて学ぶための教室を開催します。	保健センター
44	父親参加型イベントの開催	男性の家庭への参画を促進するための機会や、父親と子供のふれあいの機会を提供し、家事や育児の楽しさを伝えます。	児童館 総合子育て支援センター 保育幼稚園課

② 地域社会における男女共同参画の促進

地域における社会慣行について男女共同参画の視点で見直しを促進します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
45	【新規】 地域福祉の推進	世代間交流事業の実施など、地域のつながりを通して地域福祉を推進します。	高齢者支援課 介護保険課 福祉政策課 こども支援課
46	子育てグループの活動支援の拡充	子育てグループの活動を支援し、地域で子育てを支える環境を促進します。	総合子育て支援センター
47	ファミリー・サポート・センター事業の充実	子育ての手助けが必要な方（預ける会員）と子育ての手助けができる方（預かる会員）が会員となり、地域の中で子育ての助け合いを行います。	こども支援課

施策4 政策立案及び方針決定への男女共同参画の推進

現状

本市においても、「市議会の女性議員数」や「審議会等の女性委員数」は、ほぼ横ばいとなっており、市職員においても女性管理職は少なく、職種や所属により男女の構成比が偏っている場合があります。国が掲げる「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度」という目標達成に向けて、職員の能力の活用といった、職員の任用や研修、管理職を見据えた女性職員に対する意識啓発など、様々な角度からの取り組みが求められています。

また、市民意識調査では、政策決定への女性参画促進に必要なことについて「男性中心の社会通念、慣習をなくす」という回答が64.0%と一番多く、男性優位と感じている人が多い現状です。

課題と取り組みの方向性

男女共同参画社会を形成し、活力ある社会を構築するためには、多様な視点や、新たな発想を取り入れる等の観点から、あらゆる分野で女性の参画を推進し、様々な立場の意見を取り入れる必要があり、女性自身が政策・方針決定過程の場へ積極的に参画していける意識づくりを推進します。

また、社会における構成員の意思を公正に反映するためにも、その半数を占める女性が政策・方針決定過程へ参画することはきわめて重要であり、まず、市自らが率先して取り組んで行くことが必要です。

これまで政策・方針決定過程への参画が少なかった女性たちが、社会のあらゆる分野に進出するために、女性の参画を妨げる個人の意識や社会の仕組みは、少しずつ変化してきているものの、いまだ十分な状況にありません。

今後も、女性の登用を促進するための啓発を図るとともに、女性を登用しやすい環境づくりや女性への啓発と育成を続けていき、女性自身がさらに実力をつけていくこと（女性のエンパワーメント）、その能力を十分に発揮することのできる環境づくりを進めます。

施策の具体的な内容

① 審議会等への女性の登用の推進

市が設置する審議会等へ、多様な意見が反映されるように女性の登用を推進します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
48	審議会等への女性委員の登用の推進	関係各課への「狭山市審議会等の委員の選任基準等に関する要綱」の周知等を行い、女性の登用率の向上や女性委員がいない審議会等をなくすことに努めるよう庁内に働きかけます。	総務課 関係課

② 女性人材の発掘・育成

女性が政策立案や方針決定の場に参画し、能力が発揮できるよう、学習機会の提供や人材育成に努めます。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
49	「女性人材リスト」の活用	「狭山市女性人材リスト」を作成し、審議会等の委員や事業推進時の女性人材の人選資料として、市広報紙、ウェブサイト等による女性人材リストの登録者募集を図ります。	男女共同参画センター
50	「女性リーダー養成講座」の開催	女性が目指すリーダー像を描き、女性リーダーとしての立場と役割について理解を深め、リーダーや管理職に挑むことができる女性の育成を目指します。	男女共同参画センター

③ 職員の意識改革及び職場環境の整備

市職員に向けた男女共同参画に対する意識改革を推進するとともに、働きやすい環境を整備します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
51	「男女共同参画セミナー」の開催	男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性活躍推進法の趣旨や内容の周知を図り、男女共同参画の理解を深め意識改革を図ります。	男女共同参画センター 職員課
52	女性職員の管理職登用の推進	女性の活躍を推進するため、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に関する周知・公表を行い、管理職への女性の登用の推進を図ります。	職員課
53	ハラスメント防止対策の推進	セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等に関して、相談体制の充実を図るため、相談員を任命します。また、相談員の研修会を行いハラスメント防止に努めます。	職員課

✦ 市民や事業者に期待する行動

市民

- 就業を希望している人は、情報収集や準備講座への参加等、積極的に自分の可能性を試してみましょう。
- 育児・介護サービスを利用して、家庭や地域で助け合いましょう。
- 性別にかかわらず家庭生活に必要な知識や技術を身につけ、協力して家事、育児等に取り組みましょう。

事業者

- 女性従業員等の職域拡大や就業能力の向上のために必要な情報提供を行い、相談、研修を受けられる機会の充実を図りましょう。
- 育児・介護・学校行事、さらに地域活動のための休暇が、性別にかかわらず取りやすい職場づくりに努めましょう。
- 従業員の健康づくりに力をいれるとともに、特に、妊娠中や出産後の女性従業員の健康の保持には十分配慮しましょう。



基本方針Ⅲ 安全・安心に暮らせる生活環境の構築

施策1 男女の生涯にわたる健康支援

現状

男性と女性にはそれぞれの特性がありますが、特に女性には、妊娠や出産のための身体的機能が備わっており、各年代において男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。なかでも、妊娠・出産は大きな節目でもあることから、女性が自らの心と身体の健康管理ができるように、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{※1}」の概念の十分な理解と、人権を尊重しつつ、女性の健康の保持や性と生殖に関する健康・権利等に配慮することが求められています。

本市では、生活習慣病やがんなどの早期発見・早期治療の促進のため、各種検診やがん検診の受診を促していますが、本市における受診率は低い状況となっています。

課題と取り組みの方向性

男女が互いの身体的性差に関して正しい知識と理解を持ち、妊娠・出産などにおいては、お互いがより良い協力関係を保ち、性と生殖に関する女性の自己決定権が尊重されるような教育指導を行っていきます。

また、男女がライフステージ^{※2}に応じて、自らの心と体の健康管理や健康づくり等ができるよう、生涯を通じた健康支援の充実を図ります。

※1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）

リプロダクティブ・ヘルスは、人間の生殖システム及びその機能と活動過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりではなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指します。したがって、リプロダクティブ・ヘルスは、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子供を持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由をもつことを意味します。

リプロダクティブ・ライツは、国内法・国際法及び国連での合意に基づいた人権の一つで、全てのカップルと個人が、自分たちの子供の数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、ならびに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利です。

※2 ライフステージ

人間の一生における出生から、就学、就職、結婚、出産、子育て、リタイアなど、人生の節目によって生活スタイルが変わることや、これに着目した考え方をいいます。

施策の具体的な内容

① 健康的な生活を送るための意識・健康づくりの促進

男女が共に生涯にわたって心身ともに健康に生活できるよう、各種検診の実施や、健康づくり意識の普及啓発を進めます。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
54	母子保健事業の実施	妊娠・出産・子育てに関する知識や子育て支援サービス等の情報提供や相談など各種事業を通じ、実施します。	保健センター
55	各種検診の実施	健康診査、各種がん検診、骨粗しょう症検診等の周知に努め、検診受診を促し、健康管理を促進します。	保健センター
56	健康に関する講座の開催	健康づくり講座や健康教室・健康相談等を実施し、生活習慣病予防や健康づくりに関する正しい知識や情報を提供します。	介護保険課 健康づくり支援課 保健センター 公民館
57	介護予防事業の充実	運動器の向上や認知症対策等、介護が必要になる状態を予防し、高齢者が活動的な生活を営めるよう事業の充実を図ります。	介護保険課

② 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての理解と尊重

リプロダクティブ・ヘルス/ライツや性の多様性への理解と正しい知識の普及啓発を図ります。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
58	生命の尊さについての教育の実施	道徳、保健体育の授業等で児童生徒の発達の段階に応じ、性や生命の尊さ、他人を思いやることの大切さ等について、道徳教育等を実施します。	教育指導課
59	学校保健委員会の開催	家庭や関係機関と学校との連携を図り、思春期保健対策を充実します。	教育指導課

施策2 地域・社会活動における男女共同参画の促進

現状

少子・高齢化の進行や人間関係の希薄化、単身世帯が増加するなか、福祉、教育、安全、環境など地域の課題は複雑化しており、住民が協力して問題解決に取り組む地域づくりが求められています。

市民意識調査では、どのような地域活動・社会活動をしているかについて、「特にしていない」と回答した割合が50.0%であり、前回調査時の50.7%より減少しています。

課題と取り組みの方向性

複雑化する地域のニーズに取り組むためには、多様な人材の確保が必要であり、一人一人が持つ知識や経験を発揮することが重要です。地域社会における男女共同参画を推進するためには、男性の仕事優先の意識やライフスタイルを見直すこと等により、地域活動の参画を増やす必要があります。

地域活動をより積極的なものにしていくためには、参加する意義や重要性について周知し意識啓発を行うとともに、誰もが生きがいをもって地域活動等へ参画できる体制づくりが必要です。性別や年齢にかかわらず誰もが地域・社会活動に参画する意識づくりを男女共同参画の視点から啓発します。

また、高齢者や障害者、ひとり親等の様々な困難を抱える人々が、問題・課題の解決に向けて安心して相談できる支援体制の充実を図ります。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済社会全体に大きな影響を及ぼし、貧困に苦しむ人など様々な困難を抱える人々に、より深刻な影響をもたらしているため、一人一人の持てる力を引き出し、自立に向けた力を高める取り組みを進めるとともに、生活上の困難に寄り添った支援を行います。

施策の具体的な内容

① 協働のまちづくりの推進

豊かで活力のある地域づくりを促進するためには、男女が共に地域活動に参画し、地域の連帯感を深めていくことが重要です。地域活動が活発に行われるよう、協働のまちづくり条例の推進を図ります。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
60	「狭山市協働のまちづくり条例」の周知	狭山市協働のまちづくり条例の推進を図り、自治会やNPOなどの団体による様々な分野での取り組みを支援します。	自治文化課
61	「さやま市民大学」の実施	活力ある地域社会の実現とまちづくり活動を担う人材の育成を目的として、幅広い世代に講座を行います。	自治文化課
62	自治会における情報収集と啓発	地域活動での男女共同参画の意識啓発を図ります。	自治文化課

② 地域・社会活動団体への支援

男女が共に、地域づくりや地域活動に参画するために、活動の活性化を支援します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
63	各団体の活動と交流の支援	地域における活動団体への活動支援の充実を図ります。	自治文化課 地区センター 地域交流センター
64	情報収集と相談体制の整備	市民活動団体の法人化に向けた情報提供と相談体制を推進します。	自治文化課

③ 世代の特性に応じた地域参加・活動への支援の推進

男女が共に地域活動に関心を持ち、参画促進が図れるよう、青少年期、壮年期、高齢期等の各世代に働きかけます。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
65	青少年期の地域活動への参加促進	青少年を対象とした事業を実施し、地域活動への参加促進を図ります。	青少年課
66	壮年期の地域活動への参加促進	壮年期に性別を問わず、地域で参加できる事業を実施し、地域活動への参加促進を図ります。	地区センター 地域交流センター 社会教育課 公民館
67	高齢期の地域活動への参加促進	高齢者対象事業やレクリエーション事業を実施し、地域活動への参加促進を図ります。	高齢者支援課 公民館
68	「狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の推進	各種サービスや相談事業等の情報を提供とサービスの充実を図ります。	高齢者支援課 介護保険課
69	シルバー人材センターへの支援	高齢者の豊かな経験・技術等を活かし、就業等を通じて地域社会の活性化につながるよう支援します。	高齢者支援課

④ 困難を抱えた女性等が地域で安心して暮らせる環境の整備

単身の高齢女性や母子世帯の中で、特に、生活上の困難を抱えている人に対して、地域で安心して生活できるように自立支援・経済支援を実施します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
70	トータルサポート体制の推進	様々な課題を抱える世帯に対し、総合的に支援するトータルサポート体制を推進します。	福祉政策課
71	生活困窮者自立支援制度の推進	経済的困窮など日常生活に困窮さを抱える世帯に、生活保護に至る前の相談支援を推進します。	福祉政策課
72	地域包括支援センター機能の推進	介護や健康・医療など高齢者の暮らしを支えるため、相談事業や地域の見守り体制の充実を図ります。	福祉政策課 介護保険課
73	【新規】 障害者基幹相談支援センターの推進	障害のある方の相談支援を実施し、能力や意欲を発揮して社会に参画し生活できるよう支援します。	障がい者福祉課
74	【新規】 母子・父子自立支援員による相談・支援	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭に対する職業能力の向上や就職活動など、母子・父子世帯の自立を支援します。	こども支援課

施策3 防災における男女共同参画の促進

現状

過去の災害対応時において、地域における共助の大切さが改めて認識され、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の整備が求められています。

東日本大震災や熊本地震を含む災害時の避難所の運営方針においては、様々な意思決定過程に女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違いが配慮されない、女性の視点に立った避難所運営が不十分であることが浮き彫りとなりました。

地域には、年齢や性別、乳幼児や妊産婦、障害者、アレルギーの有無など、様々な事情の方がおり、必要とする対策や支援は異なってきます。

課題と取り組みの方向性

災害復旧や避難所運営の場面では、女性の視点や行動力が欠かせなくなっており、男女のニーズの違いを考慮しつつ、防災対策を推進することが必要です。

地域防災計画を策定する際や、防災会議等に女性の参加を推進し、女性の意見が反映しやすい環境づくりを行います。

また、過去の災害対応の経験と教訓から、防災・復興においては女性の参画とリーダーシップは不可欠です。そのため、女性消防団員の確保に努めるとともに、平時より防災活動を推進するため女性リーダーの育成の充実と、地域における個々の役割分担を明確にし、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の充実を図ります。

施策の具体的な内容

① 地域の防災分野における男女共同参画の推進

地域の防災分野における男女のニーズの違いや女性への配慮等、男女共同参画の視点に立った防災体制の確立を促進します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
75	防災会議等への女性の参画	市の防災力向上のため、女性の登用を推進し女性の視点を取り入れた地域防災計画の策定や見直しを行います。	危機管理課
76	男女共同参画の視点に立った災害時の対応	地域防災計画等に基づき、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した避難所運営や備蓄品の整備、避難所運営の構築を図ります。	危機管理課
77	女性リーダーの育成	女性の防災リーダーを育成し、地域における防災対策への女性の参画を促進します。	危機管理課
78	女性消防団員の入団促進	女性消防団員の入団を促進し、防災分野の女性参画を促進します。	危機管理課

✦ 市民や事業者に期待する行動

市民

- 自治会やPTA、職場等、意思決定の場に積極的に参画しましょう。
- 一人一人が身近なところからできることに取り組み、地域活動の輪を広げましょう。

事業者

- 地域、社会活動に参加しやすい環境を整えましょう。



基本方針Ⅳ

男女間のあらゆる暴力の根絶

【狹山市DV防止基本計画】

施策1 男女間のあらゆる暴力を許さない意識の醸成と体制づくり

現状

暴力は、重大な人権侵害であり犯罪です。男女を問わず決して許されるものではなく、男女共同参画の推進を阻害する重大な社会問題です。

特に、デートDV^{※1}を含むDV、セクハラ、ストーカーの被害者は女性の方が多く、さらにDVのほとんどが家庭内で行われているため潜在化しやすく、周囲が気づかないうちにエスカレートし被害が深刻化してしまう場合も少なくありません。

暴力には、殴る・蹴るなどの「身体的暴力」、相手の嫌がることを言うなどの「精神的暴力」、外出や友達付き合いの制限や過剰な嫉妬などの「社会的暴力」、生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、性的な行為を要求するなどの「性的暴力」、子供に暴力を見せるなどの「子供を巻き込んだ暴力」も含まれます。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安やストレスなどからDVの増加と同時に児童虐待が発生していたり、面前DV^{※2}が問題とされています。

課題と取り組みの方向性

暴力は犯罪であり、人権侵害である認識を持ち、あらゆる暴力やハラスメントの根絶を目指し、冊子・パンフレット等の資料配布をとおして暴力や各種ハラスメント^{※3}に対する意識啓発を行います。

また、DVが子供に与える影響は大きく、児童虐待防止の観点からもDVの根絶は喫緊の課題です。子供や若年層が、正しい知識と理解を深めるため、家庭・地域・学校において学習機会と情報提供を行います。

※1 デートDV

恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者は除く）による心とからだへの暴力のことです。

※2 面前DV

子供の目の前で配偶者や家族に暴力をふるうことをいい、子供への心理的虐待にあたります。暴力の現場の緊張感や恐怖が子供に伝わり、子供のトラウマ（心的外傷）となってしまうケースもあります。

※3 各種ハラスメント

ハラスメントは30種類程度あり、代表的なハラスメントとして、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントなどがあります。

暴力の形態

< 身体的暴力 >

殴る・蹴る・たたく、髪をひっぱる、物をなげつける、首を絞める、突き飛ばす
刃物などの凶器をからだにつきつける

< 精神的暴力 >

大声でどなる、無視する、人格を否定する、大切なものを壊す・捨てる
「誰のおかげで生活できているんだ」「かいしょうなし」などと言う

< 社会的暴力 >

家族や友人との付き合いを制限する、電話やメールを細かくチェックする、自由に外出させない
どこにいるか・何をしているのかチェックする

< 経済的暴力 >

生活費を渡さない、家計管理を独占し一切知らせず手をつけさせない
働きに出ることを禁止したり仕事を辞めさせたりする、借金を強要する

< 性的暴力 >

嫌がっているのに性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要する
無理にポルノビデオや雑誌を見せる

< 子供を巻き込んだ暴力 >

子供の前で暴力をふるう・非難・中傷する、自分の言いたいことを子供に言わせる
子供に危害を加えると言って脅す



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



内閣府男女共同参画局では、女性に対する暴力の問題に対する社会における認識を更に深めてもらうため、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を制定しました。

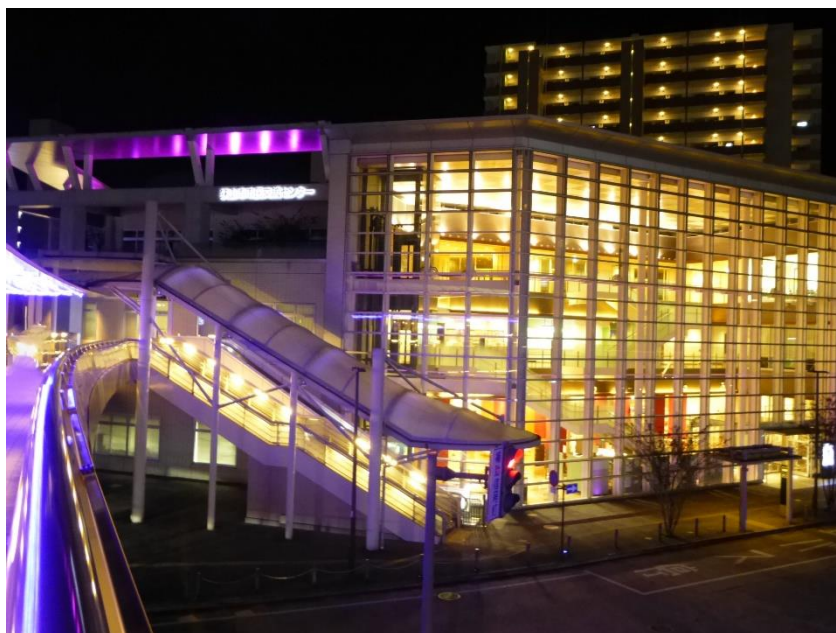
このシンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

パープル・ライトアップ運動

内閣府では、毎年11月12日～25日の2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」として、全国のタワーや商業施設などで紫色にライトアップするパープル・ライトアップを実施しています。

パープル・ライトアップには、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、被害者に対して「一人で悩まず、まずは相談してください」というメッセージが込められています。

狭山市のパープル・ライトアップ運動の様子（市民交流センター）



施策の具体的な内容

① 男女間のあらゆる暴力の防止に向けた教育・啓発活動の推進

被害者にも加害者にもならないための教育・啓発活動をはじめとした、暴力を許さない社会環境づくりを促進します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
79	DV 防止の啓発	暴力による人権侵害を防止するため、各種啓発資料による暴力防止の啓発活動と情報提供を行います。	男女共同参画センター 教育指導課
80	デート DV 防止の啓発	パネル展示や冊子・パンフレットの配布等により、中学生・高校生等若年層や保護者に啓発活動を行い、デート DV について、自分のこととして考える機会となるように努めます。	男女共同参画センター 教育指導課
81	DV 相談と連携した児童虐待防止体制の整備	DV・児童虐待防止への啓発及び研修等を行い、児童虐待の防止と早期対応につながる体制を整備します。	こども支援課 教育指導課
82	ストーカー行為 ^{※1} 防止の啓発	県や警察等の関係機関との連携に努め、ストーカー行為防止に向けた広報・啓発活動を行います。	男女共同参画センター
83	【新規】 国や県と連携した啓発事業の実施	女性に対する暴力をなくす運動など国・県と連携した啓発活動を行います。	男女共同参画センター

② 各種ハラスメントの防止に向けた教育・啓発活動の推進

職場等におけるあらゆるハラスメントの防止に向けて、事業所等に対し、継続的に啓発活動を図ります。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
84	各種ハラスメント防止の啓発	商工会議所と連携し、市民や事業所等へチラシ等を配布し、各種ハラスメント防止の啓発活動を行います。	男女共同参画センター 産業振興課

※1 ストーカー行為
同一の相手に対し、「つきまとい等」の行為を繰り返して行うことをいいます。

施策2 相談体制の充実と被害者の安全確保

現状

本市では、男女間の暴力に関する相談の実施と啓発に取り組んできましたが、DV 等相談の件数が令和元年度には 200 件を超えています。

国においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による、外出自粛要請等の影響により懸念される DV の増加、深刻化に対応するため、令和2年に新たな相談窓口として「DV 相談プラス」を開設しました。

また、ICT（情報通信技術）の進化や SNS などの広がりに伴い、男女間の暴力の被害は多様化しています。

課題と取り組みの方向性

被害者が一人で悩んで抱え込むことがないように、相談しやすい環境づくりの提供と相談窓口の周知が必要であり、被害者が安心して相談できる相談体制の充実を図ります。

また、被害者の緊急を要する避難が必要と認められた場合には、関係機関との連携・協力により、被害者の安全確保の支援を行います。

なお、DV は児童虐待と密接にかかわっていることもあるため、必要に応じて関係機関につなぐための連携を強化し、子供の安全確保を図ります。

施策の具体的な内容

① DV 相談体制の充実と機能強化

被害者の早期発見、早期対応を図るため、相談体制の充実を図ります。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
85	【新規】 相談窓口の周知	相談窓口について、男女共同参画情報紙のほか、広報紙・SNS 等によるあらゆる機会を捉えた周知を行います。	男女共同参画センター
86	女性相談窓口の充実	被害者が相談しやすいよう女性相談員による相談体制の充実を図ります。	男女共同参画センター 市民相談室

② 被害者の安全確保の充実

被害者の状況と意向に配慮しながら、関係機関と連携し、被害者の安全確保を図ります。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
87	被害者の安全確保	被害者の安全確保を図るため、関係機関との連携を強化し、被害者の意思に基づいた緊急避難や一時保護等の対応を行います。	男女共同参画センター 関係課

③ 関係機関との連携強化と防犯情報の提供

ストーカー行為、高齢者虐待等の防止・根絶に向けた啓発の実施や関係機関との連携を強化するとともに、防犯情報を提供するなど暴力を許さない社会環境づくりを推進します。

No.	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
88	庁内及び庁外関係機関との連携強化	DV 相談対応について、市役所庁内関係課及び警察、婦人相談センター等の関係機関との連携を強化し、早期発見、早期対応につなげる体制を整備します。	男女共同参画センター 市民相談室 教育指導課
89	見守りネットワークの強化	要保護児童対策地域協議会、要援護高齢者等支援ネットワークによる見守り体制の強化や、自立支援協議会における防止策の研究を行い、子供・高齢者・障害者への虐待防止や早期発見・早期対応のためのネットワークづくりを推進します。	こども支援課 高齢者支援課 介護保険課 障がい者福祉課 福祉政策課
90	防犯情報の共有と防犯活動の強化	防犯ネットワーク「アブック」、「学校応援団」、「PTA・教職員」など地域関係諸団体と連携し、防犯情報の共有化・防犯パトロールを行います。	交通防犯課 地区センター 地域交流センター 社会教育課 青少年課 教育指導課

施策3 自立に向けた支援体制の充実

現状

配偶者からDVを受けた被害者の自立を支援することは、被害者の保護の中でも重要な内容のひとつです。被害者の保護から自立をしていく過程には、精神的、経済的な問題をはじめ、住居の確保や就労、子供の養育など、解決しなければならない様々な課題があります。

また、専業主婦やパート勤務の女性が経済的自立をしようとしても、安定した就労につながる資格もなく、また、新型コロナウイルス感染症の拡大などによる経済的不況により、経済的な安定が見込めず悩んでいる方も少なくありません。

課題と取り組みの方向性

被害者の自立・生活再建に向けて、心理的ケアのほかにも就労や住宅の確保など、経済的・心理的支援を行う必要があります。被害者の状況に応じて関係機関との連携を行い切れ目のない支援を図ります。

また、被害者が同伴する子供の心理的ケアや就学等を確保するため、関係機関との連携を一層強化し支援体制の充実を図り、安定した生活を送ることができるように、一人一人の状況や意向に応じた支援を行う必要があります。

施策の具体的な内容

① 被害者の自立に向けた支援体制の充実

被害者が地域で自立した生活を送れるよう、様々な支援を行います。

No	主な事業	具体的な取り組み	担当課等
91	【新規】 庁内連携体制の充実	DV 被害者への支援体制の充実に向けて、庁内連携会議を開催し、課題検討、情報交換、研修等による連携強化を図ります。	男女共同参画センター 関係課
92	【新規】 自立に向けた生活の支援	DV 被害者の自立に向けて、個々に応じた手当や制度申請、手続き等の生活に必要な支援を行います。	男女共同参画センター 福祉政策課 生活福祉課
93	【新規】 心理的ケアの相談	精神的被害を受けた相談者の心理的なケアに対応する相談窓口を周知し、支援を行います。	男女共同参画センター 保健センター

✦ 市民や事業者に期待する行動

市民

- DV やセクハラ等は人権侵害であり犯罪という認識を広げましょう。
- 被害を受けたら一人で悩まず専門の相談機関へ相談しましょう。

事業者

- 従業員のハラスメントに対する意識を高めるため、職場での研修や相談先の周知、啓発活動を行うなど、ハラスメントをしない、許さない職場づくりを進めましょう。

成果目標

基本方針	施 策	項 目	担当課	数値目標		
				基準値 (H27年度)	現状値 (R2年度)	目標値 (R8年度)
Ⅰ 互いの人権を尊重し認め合える意識の醸成	1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	性別役割分担意識「男は仕事、女は家庭」の考えに反対する割合（そう思わない+どちらかといえばそう思わない）	男女共同参画センター	69.8%	76.2%	80.0%
	2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	男女共同参画に関する講演会、セミナー等の延べ参加者数	男女共同参画センター	414人	34人※1	770人
	3 多様性の理解促進、人権の尊重	人権教育に関する事業への参加者数	社会教育課	4,070人	2,352人※1	4,800人
	4 国際化に対応した男女共同参画の促進	性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）という言葉と意味を知っている人の割合	男女共同参画センター	—	65.1%	80.0%
Ⅱ あらゆる分野でいきいきと輝ける環境の整備	1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進 2 働く場における男女共同参画の促進 3 家庭、地域社会における男女共同参画の促進 4 政策立案及び方針決定への男女共同参画の推進	保育施設待機児童数（年度当初時点）	保育幼稚園課	69人	19人	0人
		学童保育室待機児童数（年度当初時点）	青少年課	52人	55人	0人
		働き方に関する講座の参加者数	男女共同参画センター 産業振興課	57人	68人	80人
		認知症サポーター養成人数（累計）	介護保険課	6,993人	11,687人	17,687人
		審議会等における女性委員の登用率	総務課	28.8%	31.6%	40.0%
		市職員の課長相当職に占める女性の割合	職員課	6.2%	13.8%	15.0%
Ⅲ 安全・安心に暮らせる生活環境の構築	1 男女の生涯にわたる健康支援 2 地域・社会活動における男女共同参画の促進 3 防災における男女共同参画の促進	乳がん検診の受診率	保健センター	—※2	17.4%	22.0%
		健康づくり講演会の参加者数	健康づくり支援課	245人	—※1	250人
		地域活動・社会活動を「特にしていない」と回答する割合	男女共同参画センター	50.7%	50.0%	45.0%
		自主防災組織リーダー養成講座の女性の参加者数	危機管理課	1人	—※1	20人
Ⅳ 男女間のあらゆる暴力の根絶	1 男女間のあらゆる暴力を許さない意識の醸成と体制づくり 2 相談体制の充実と被害者の安全確保 3 自立に向けた支援体制の充実	DVを受けた時に公的な相談機関に相談しようと思う人の割合	男女共同参画センター	58.9%	47.1%	60.0%

※1 新型コロナウイルス感染症の拡大防止により中止や制限を行った影響によるもの。

※2 対象者の要件の変更に伴い基準値は非表示。

第5章 計画の推進

第1節 計画の総合的な推進体制の充実

男女共同参画社会の形成を図るためには、男女を取り巻く社会的背景を踏まえた上で、あらゆる分野での取り組みを展開することが重要であり、第4章において述べた取り組みについて、総合的かつ計画的な施策の推進が必要です。「男女共同参画庁内推進会議」を中心に、市役所内関係課と連携、協力し、すべての職員が男女共同参画社会の実現に向けた主体的な取り組みを展開していきます。

男女共同参画センターでは、本市の男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設として、本計画に基づく講座・セミナー等の学習機会の提供、男女共同参画に関する情報提供や啓発、女性生活相談等の相談事業を総合的に実施します。

また、男女共同参画に関する情報を収集し市民意識調査を実施した成果についても、性別や世代を超えた幅広い層へ向けて情報を発信するなどの取り組みを行い、男女共同参画意識の醸成を図ります。

なお、広域的な課題については、国・県・近隣市町等と連携・協力体制を強化し、計画を推進していきます。

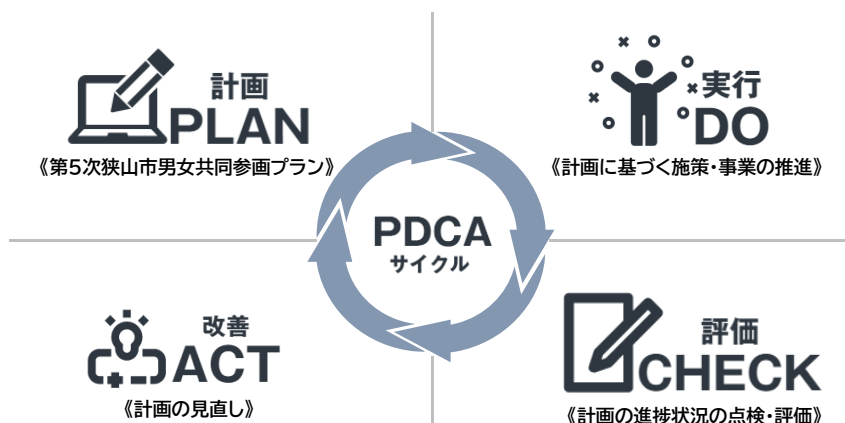
第2節 市民・団体・事業者等との協働の推進

男女共同参画社会の実現は、行政の力のみで達成できるものではなく、市民一人一人の意識によることが大きいことから、社会のあらゆる場での市民それぞれの自主的な取り組みが促進されるよう、環境を整備するとともに、市民や団体、事業者などとの協働体制を深め、施策の効果的な実施に向けた取り組みを進めていきます。

第3節 計画の進捗管理

本計画の進捗管理にあたっては、計画に掲げた施策について PDCA サイクル（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善））を基に、「狭山市男女共同参画審議会」、「男女共同参画庁内推進会議」において、実施状況を点検・評価し、必要な見直しを行いながら推進します。

また、毎年度実施状況を調査するとともに、結果をウェブサイト等で公表します。



資料編

1 男女共同参画の推進に関する年表

年	世界の動き	国の動き	埼玉県の動き	狭山市の動き
1975 年 (昭 50 年)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議 (メキシコ・シティ) で 「世界行動計画」採択	・「婦人問題企画推進本部」 発足 ・総理府婦人問題担当室設置		
1976 年 (昭 51 年)	・「国連婦人の 10 年」始まる (1976 年～1985 年)	・民法一部改正 (離婚後の氏 の選択自由に) ・第 1 回日本婦人問題会議 (労働省)	・生活福祉部婦人児童課に婦 人問題担当副参事設置	
1977 年 (昭 52 年)		・国内行動計画策定 ・国立婦人教育会館が嵐山町 に開館	・企画財政部に婦人問題企画 室長設置 ・婦人問題庁内連絡会議設置 ・埼玉婦人問題会議発足	
1978 年 (昭 53 年)			・第 1 回埼玉県婦人問題協議 会開催	
1979 年 (昭 54 年)	・第 34 回国連総会で「女子差 別撤廃条約」採択		・県民部に婦人問題企画室長 設置	
1980 年 (昭 55 年)	・「国連婦人の 10 年」中間年 世界会議開催 (コペンハー ゲン) - 女子差別撤廃条約 の署名式	・民法一部改正 (配偶者の法定相続分 1/3→ 1/2)	・「婦人の地位向上に関する 埼玉県計画」策定 ・県民部に婦人対策課を設置 ・婦人関係行政推進会議設置	
1981 年 (昭 56 年)	・ILO 第 156 号条約の採択 (ILO 総会) (男女労働者特に家庭的責 任を有する労働者の機会均 等及び均等待遇に関する条 約)	・国内行動計画後期重点目標 発表		
1984 年 (昭 59 年)	・「国連婦人の 10 年世界会議 ESCAP 地域政府間準備会議」 開催 (東京)	・国籍法及び戸籍法一部改正 (子の国籍・父系血統主義 →父母両系主義)	・「婦人の地位向上に関する 埼玉県計画 (修正版)」策 定	
1985 年 (昭 60 年)	・「国連婦人の 10 年」最終年 世界会議開催 (ナイロビ) - 「ナイロビ将来戦略」採 択 ・NGO フォーラム開催	・「女子差別撤廃条約」批准 ・「男女雇用機会均等法」成 立 ・労働基準法一部改正 (施行は昭 61 年)	・「国連婦人の 10 年」最終年 世界会議 NGO フォーラムに派 遣団参加	
1986 年 (昭 61 年)		・「男女雇用機会均等法」施 行	・「男女平等社会確立のため の埼玉県計画」策定	
1987 年 (昭 62 年)		・「西暦 2000 年に向けての新 国内行動計画」策定	・婦人対策課を婦人行政課に 名称変更	
1989 年 (平元年)		・法例一部改正 (婚姻、親子関係等につい ての男性優先規定の改定 等)		
1990 年 (平 2 年)	・「ナイロビ将来戦略に関す る第 1 回見直しと評価に伴 う勧告及び結論」採択 (国 連・経済社会理事会) ・ILO 第 171 号条約 (夜業に関 する) 採択 (ILO 総会)		・「男女平等社会確立のため の埼玉県計画 (修正版)」 策定 ・埼玉県県民活動総合センタ ーの開館	
1991 年 (平 3 年)		・「西暦 2000 年に向けての新 国内行動計画 (第 1 次改 訂)」策定 ・育児休業法成立 (施行は平 4 年)	・婦人行政課を女性政策課に 名称変更 ・「埼玉県女性問題協議会」 に名称変更 ・女性関係行政推進会議設置	・地域で活動している女性と の市長懇談会 (平 3～4 年 5 回開催)
1992 年 (平 4 年)		・初の婦人問題担当大臣設置		
1993 年 (平 5 年)	・世界人権会議 (ウィーン) ・「女性に対する暴力撤廃宣 言」採択 (国連総会)	・パートタイム労働法成立		・女性計画策定協議会が組織 された

年	世界の動き	国の動き	埼玉県の動き	狭山市の動き
1994年 (平6年)	・ILO第175号条約（パートタイム労働に関する）採択（ILO総会） ・国際人口・開発会議開催（カイロ）	・総理府男女共同参画室発足 ・内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会設置		
1995年 (平7年)	・社会開発サミット開催（コペンハーゲン） ・第4回国連世界女性会議開催（北京）－「行動綱領」「北京宣言」採択	・育児・介護休業法（以下「育児・介護休業法」という）成立・施行（一部平11年施行） ・ILO第156号条約批准	・「2001彩の国男女共同参画プログラム」策定	・「男女共生プラン」策定 ・企画課女性政策係の設置 ・庁内推進組織として女性計画庁内推進会議及び庁内推進部会の設置 ・女性計画推進市民会議の設置 ・女性フォーラム実行委員会を公募し活動を開始
1996年 (平8年)		・「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「世界女性みらい会議」開催	・女性情報誌「飛行船」第1号発行 ・「女性フォーラムふえすていばる」開催（以下毎年開催）
1997年 (平9年)		・労働基準法一部改正（女子保護規定の廃止等…施行は平11年） ・男女雇用機会均等法一部改正（セクハラについての事業主配慮義務を規定…一部を除き平11年施行） ・男女共同参画審議会設置法及び男女共同参画審議会令公布 ・労働省婦人局が女性局、婦人少年室に名称変更 ・「介護保険法」成立	・県民部女性政策課から環境生活部女性政策課に組織変更 ・女性関係行政推進会議を男女共同参画推進会議に改組 ・「埼玉県職員旧姓使用取扱要綱」施行	・「狭山女性フォーラム」発足
1998年 (平10年)			・女性センター（仮称）基本計画策定	・「女性学・ジェンダー研究フォーラム」ワークショップに参加 ・女性週間記念事業パネル展開催 ・女性のつどい開催
1999年 (平11年)	・「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択	・「セクシュアル・ハラスメントの防止に関する人事院規則」施行 ・「男女共同参画社会基本法」成立	・「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」施行	・企画財政部企画課女性政策係から市民部市民活動支援課女性政策担当に組織改革
2000年 (平12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク） ・「政治宣言」「成果文書」採択	・「男女共同参画基本計画」策定 ・ストーカー規制法成立	・「彩の国国際フォーラム2000」開催 ・「埼玉県男女共同参画推進条例」施行 ・苦情処理機関の設置 ・訴訟支援の実施	・「男女共生プラン」改訂
2001年 (平13年)		・内閣府に男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（通称DV防止法）成立 ・「男女共同参画週間」設定（6月23日～29日）	・女性政策課を男女共同参画課に名称変更	・「女性計画推進市民会議」を「狭山男女共同参画社会推進市民会議」と改称 ・女性政策担当を男女共生担当に改める

年	世界の動き	国の動き	埼玉県の動き	狭山市の動き
2002年 (平14年)		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	・「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定 ・With You さいたま 埼玉県男女共同参画推進センター開設	・庁内推進組織の名称をそれぞれ「男女共同参画庁内推進会議」、「男女共同参画庁内推進部会」と改称 ・市民活動支援課内に男女共同参画推進室を設置
2003年 (平15年)				・市民活動支援課から自治振興課に組織変更 ・男女共同参画に関する市民意識調査実施
2004年 (平16年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)一部改正 (暴力の定義拡大等…同年施行) ・「育児・介護休業法」一部改正 (育児休業期間の延長等…平17年施行)	・女性チャレンジ支援事業開始	・第2次「狭山市男女共同参画プラン」策定
2005年 (平17年)	・第49回国連婦人の地位委員会 (通称：北京+10)開催(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・「育児・介護休業法」改正		・「狭山女性フォーラム」解散
2006年 (平18年)		・「男女雇用均等法」一部改正(男性に対する差別の禁止、間接差別の禁止等…平成19年施行)	・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	
2007年 (平19年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)改正公布 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」中間見直し、「埼玉県男女共同参画推進プラン」に改訂	
2008年 (平20年)		・「女性の参画加速プログラム」決定	・女性キャリアセンター開設	
2009年 (平21年)		・「育児・介護休業法」改正	・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定	
2010年 (平22年)	・第54回国連婦人の地位委員会 (通称：「北京+15」)開催(ニューヨーク)	・「第3次男女共同参画基本計画」策定	・女性キャリアセンターを男女共同参画推進センターに組織統合	・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2011年 (平23年)	・国連の新しい女性機関「UN Women」発足	・「育児・介護休業法」改正		
2012年 (平24年)	・第56回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	・「埼玉県男女共同参画基本計画」を策定 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)」を策定 ・埼玉県男女共同参画推進センターに配偶者暴力相談支援センター機能を付加 ・女性の就業支援を推進するため、産業労働部ウーマノミクス課を設置	・「第3次狭山市男女共同参画プラン」策定 ・狭山市市民交流センター内に「男女共同参画推進室」から名称を変更し、「男女共同参画センター」として設置

年	世界の動き	国の動き	埼玉県の動き	狭山市の動き
2013年 (平25年)		・「配偶者からの暴力及び被害者の保護等に関する法律」改正 ・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる		・「狭山市男女共同参画審議会条例」を公布、施行、これにより「狭山男女共同参画社会推進市民会議」は廃止となる
2014年 (平26年)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	・「日本再興戦略」改訂2014に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる		・自治振興課から市民生活課に組織変更
2015年 (平27年)	・第59回国連婦人の地位委員会（通称：「北京+20」）開催（ニューヨーク） ・第3回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組み」採択 ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）採択（目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う）	・女性・平和・安全保障に関する行動計画策定 ・子ども・子育て支援新制度スタート ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という）施行（事業主行動計画部分を除く） ・「第4次男女共同参画基本計画」策定		・「狭山市男女共同参画推進条例」を公布、施行、これにより「狭山市男女共同参画審議会条例」は廃止となる ・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2016年 (平28年)	・女子差別撤廃条約実施状況第7回・第8回報告の審議・最終見解の公表	・「女性活躍推進法」完全施行		
2017年 (平29年)	・「G7タオルミーナ・サミット」開催（イタリア）・宣言文採択 ・APEC女性と経済フォーラム開催（ベトナム）・声明文採択	・「いじめの防止等のための基本的な方針」改訂（性同一性障害や性的指向・性自認に係る方針が示される）	・「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」策定	・「第4次狭山市男女共同参画プラン」策定 ・市民生活課から市民文化課に組織変更
2018年 (平30年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立・施行 ・「セクシャル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生をうけての緊急対策～」策定 ・「働き方改革関連法」成立（平31年施行）		
2019年 (令和元年)	・第5回国際女性会議 WAW! W20（女性に関する政策提言をG20に向けて行う組織体）を日本で開催	・「女性活躍推進法」改正 ・「男女雇用均等法」改正（2020年施行。パワーハラスメント対策の義務化等） ・「DV防止法改正・施行（児童虐待対策、DV被害者の保護対策の強化）」		
2020年 (令和2年)	・第64回国連女性の地位委員会（通称：「北京+25」）開催（ニューヨーク）	・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」作成 ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」とりまとめ（性犯罪・性暴力対策の集中強化期間（2020年～2022年度）の設定 ・「第5次男女共同参画基本計画」策定		・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施

年	世界の動き	国の動き	埼玉県の動き	狭山市の動き
2021 年 (令 3 年)		・「育児・介護休業法」改正 (令 4 年 4 月から段階的に 施行)		
2022 年 (令 4 年)			・「埼玉県男女共同参画基本 計画」策定 ・「配偶者等からの暴力防止 及び被害者支援基本計画 (第 5 次)」策定	・「第 5 次狭山市男女共同参 画プラン」策定 ・市民文化課から市民相談課 に組織変更

2 狭山市男女共同参画推進条例

平成27年6月29日

条例第16号

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条—第13条）

第3章 狭山市男女共同参画審議会（第14条—第17条）

第4章 雑則（第18条）

附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市の男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について基本的な事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2）積極的格差改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （3）市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- （4）事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- （5）ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者（過去に配偶者であった者その他親密な関係にあった者を含む。）からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。
- （6）セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動の方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活及び社会生活における活動に対等に参画することができること。
- (5) 男女が、互いの性を理解し、妊娠、出産等性と生殖に関する互いの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会における取組を十分理解し、行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念に基づき男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、かつ、計画的に実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国、埼玉県及び他の地方公共団体と連携し、協力を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、あらゆる分野で男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たって、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、仕事と家庭生活その他の活動が調和して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力
- (3) セクシュアル・ハラスメント

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報については、性別による固定的な役割分担及び前条に掲げる行為を助

長し、又は連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画の策定)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関して次条に定める基本的施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映するよう措置を講ずるとともに、第14条に規定する狭山市男女共同参画審議会に意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本的施策)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関し、次に掲げる基本的施策を行うものとする。

(1) あらゆる分野の活動において男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差改善措置が講ぜられるよう努めること。

(2) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあつては、積極的格差改善措置を講ずることにより、できる限り男女間の均衡を図ること。

(3) 学校教育、社会教育その他の教育において、男女共同参画の推進を図ること。

(4) 市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動に必要な支援を行うとともに、男女共同参画の推進に関する理解を深めるため、情報の提供や広報活動を行うこと。

(5) 男女が共に家庭生活と社会生活における活動の両立ができるように、情報の提供その他の必要な支援を行うこと。

(6) 男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたり健康な生活ができるように、情報の提供その他の必要な支援を行うこと。

(7) 第7条に掲げる行為の防止に努めるとともに、これらの権利侵害の被害を受けた者に対し、必要に応じて、情報の提供を行い、又は関係機関と連携して、適切な対応を行うこと。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年度、基本計画に基づく男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(推進体制)

第12条 市は、男女共同参画の施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

(意見等の申出)

第13条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影

響を及ぼすと認められる施策について意見等を市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、関係機関等と連携を図り、適切に対応するものとする。

第3章 狭山市男女共同参画審議会

(設置)

第14条 市は、男女共同参画を推進するため、狭山市男女共同参画審議会（以下 「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第15条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関する事項について調査審議する。

(組織)

第16条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係団体等の代表者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 市民を代表する者

(任期)

第17条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 狭山市男女共同参画審議会条例（平成25年条例第12号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の狭山市男女共同参画審議会条例第3条第2項の規定により委嘱された狭山市男女共同参画審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に第16条第2項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第17条第1項本文の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 諮問

狭市文発第214号

令和4年1月21日

狭山市男女共同参画審議会

会長 齋藤正子様

狭山市長 小谷野 剛

第5次狭山市男女共同参画プランについて（諮問）

第5次狭山市男女共同参画プランについて、別添のとおり案を策定したので、狭山市男女共同参画推進条例第9条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

4 答申

令和4年2月7日

狭山市長 小谷野 剛 様

狭山市男女共同参画審議会
会長 齋 藤 正 子

第5次狭山市男女共同参画プランについて（答申）

令和4年1月21日付け、狭市文発第214号にて諮問のあった第5次狭山市男女共同参画プランについて、本審議会において慎重に審議した結果、概ね妥当なものと判断します。

なお、下記のとおり付帯意見を添え、答申します。

記

1. 第5次狭山市男女共同参画プランの基本理念「人権が尊重され 女と男が輝けるまちさやま」に掲げる、人権の尊重と多様な生き方を認め合い、性別に捉われることなく誰もが輝くことができる社会の実現のため、男女共同参画の推進に取り組まれない。
2. 新型コロナウイルス感染症の拡大による女性等への深刻な影響など、生活環境や社会情勢の大きな変化における男女共同参画の課題を捉え、関係各部署との十分な連携による支援等に取り組まれない。
3. 男女共同参画社会の実現においては、市民や事業者等一人一人の取り組みが大切であるため、広くプランの周知・啓発を行うとともに、毎年検証を行い、実効性を高めるよう図られたい。

5 狭山市男女共同参画審議会委員名簿

任期：令和3年8月1日～令和5年7月31日（敬称略）

役 職	氏 名	選出母体等
会 長	さいとう まさこ 齋藤 正子	知識経験を有する者
副会長	ちば おさむ 千葉 収	知識経験を有する者
委 員	きむら あきら 木村 彰	関係団体等の代表者
	こじま みえこ 小島 美恵子	関係団体等の代表者
	たかはし かつのり 高橋 勝則	関係団体等の代表者
	つじ けんいちろう 辻 顕一郎	関係団体等の代表者
	なかざと やすよし 中里 泰義	関係団体等の代表者
	まちだ はるみ 町田 晴美	知識経験を有する者
	まつもと えつこ 松本 悦子	関係団体等の代表者
	むらた りえ 村田 里依	市民を代表する者

6 策定の経過

年度	日 付	内 容
令和元年度	2019 年 7 月 23 日	第1回男女共同参画庁内推進会議開催(以下「庁内推進会議」と表す) ➤ 第4次狭山市男女共同参画プラン進捗状況調査報告(平成30年度) ➤ 第5次狭山市男女共同参画プラン策定に係る市民意識調査について
	8 月 20 日	第1回狭山市男女共同参画審議会開催(以下「審議会」と表す) ➤ 第4次狭山市男女共同参画プラン進捗状況調査報告(平成30年度) ➤ 第5次狭山市男女共同参画プラン策定に係る市民意識調査について
	11 月 15 日	第2回 庁内推進会議開催 ➤ 令和2年度男女共同参画に関する市民意識調査について ➤ 令和2年度男女共同参画に関する市民意識調査の概要 ➤ 前回(平成27年度)の調査項目との変更点について ➤ 市民意識調査(案)について
	11 月 25 日	第2回 審議会開催 ➤ 令和2年度男女共同参画に関する市民意識調査について ➤ 令和2年度男女共同参画に関する市民意識調査の概要 ➤ 前回(平成27年度)の調査項目との変更点について ➤ 市民意識調査(案)について
	2020 年 2 月 3 日	第3回 審議会開催 ➤ 令和2年度男女共同参画に関する市民意識調査(案)について
令和2年度	2020 年 12 月 (書面開催)	第1回 庁内推進会議開催 ➤ 第4次狭山市男女共同参画プラン進捗状況調査報告(令和元年度) ➤ 第5次狭山市男女共同参画プラン策定に係る市民意識調査について ➤ 第5次狭山市男女共同参画プランの策定について
	12 月 21 日	第1回 審議会開催 ➤ 第4次狭山市男女共同参画プラン進捗状況調査報告(令和元年度) ➤ 第5次狭山市男女共同参画プラン策定に係る市民意識調査について ➤ 第5次狭山市男女共同参画プランの策定について
	2021 年 3 月 (書面開催)	第2回 審議会開催 ➤ 令和2年度男女共同参画に関する市民意識調査報告書(案)について ➤ 第5次狭山市男女共同参画プランの策定について

令和3年度	2021年 7月8日	第1回 庁内推進会議開催 ➤ 第4次狭山市男女共同参画プラン進捗状況調査報告（令和2年度） ➤ 令和2年度男女共同参画に関する市民意識調査報告 ➤ 第5次狭山市男女共同参画プラン策定概要及び策定スケジュール説明
	7月30日	第1回 第5次狭山市男女共同参画プラン策定に係る部会開催 ➤ 第5次狭山市男女共同参画プランの策定概要の説明 ➤ 基本方針ごとの施策及び具体的施策の検討
	9月 (書面会議)	第1回 審議会開催 ➤ 第4次狭山市男女共同参画プラン進捗状況調査報告（令和2年度） ➤ 令和2年度男女共同参画に関する市民意識調査報告 ➤ 第5次狭山市男女共同参画プラン策定概要及び策定スケジュール説明
	10月20日	第2回 庁内推進会議開催 ➤ 第5次狭山市男女共同参画プラン素案の検討
	11月8日	第3回 庁内推進会議開催 ➤ 第5次狭山市男女共同参画プラン素案の検討
	11月15日	第2回 審議会開催 ➤ 第5次狭山市男女共同参画プラン素案の検討
	12月10日～ 2022年 1月7日	パブリックコメントの実施
	1月21日	第3回審議会開催(諮問) ➤ パブリックコメント結果報告
	2月7日	審議会からの答申
	3月	第5次狭山市男女共同参画プランの決定

7 男女共同参画関連法等

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（前文）

採 択 昭和 54（1979）年 12 月 18 日
 （第 34 回国際連合総会）
 発 効 昭和 56（1981）年 9 月 3 日
 日本国 昭和 60（1985）年 6 月 25 日 批准
 （条約第 7 号）
 “ 昭和 60（1985）年 7 月 25 日 発効

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉

の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間に相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
 最終改正 平成 11 年 12 月 22 日 同 第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、

緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会

における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければ

ならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定

めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣

総理大臣が指定する者

- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

附 則（平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める

日から施行する。

(施行の日＝平成13年1月6日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

埼玉県男女共同参画推進条例

平成12年3月24日埼玉県条例第12号

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢

化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある二十一世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。

3 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力す

るように努めなければならない。

（県民の責務）

第六条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）

第七条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する留意）

第八条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

（県の施策等）

第九条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。

二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるよう努めること。

三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。

四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあつては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。

五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。

六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。

七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

（埼玉県男女共同参画審議会）

第十条 埼玉県男女共同参画審議会（第十二条第三項において「審議会」という。）は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

- 一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

（総合的な拠点施設の設置）

第十一条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

（基本計画の策定）

第十二条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（苦情の処理）

第十三条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進

に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（次項において「県民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。

3 第一項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。

4 第一項の機関は、第二項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

（年次報告）

第十四条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

（委任）

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第十三条の規定は、同年十月一日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する法律

公布：平成13年4月13日法律第31号
最終改正：令和元年6月26日法律第46号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画

(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行う

に当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が

行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道府県警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は

生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。

以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。

- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行って

いることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足る申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされるこ

とを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法

（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護

を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する

必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事

務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用
- 第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手

号、第十二条 第一項第一号 から第四号ま で及び第十八 条第一項		
第十条第一項	離婚をし、又は その婚姻が取り 消された場合	第二十八条の二に規定 する関係を解消した場 合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行

後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第七十二号〕〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二十六年法律第二十八号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほかこの法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（抜粋）

昭和 47 年 7 月 1 日法律第 113 号
最終改正：令和元年 6 月 5 日法律第 24 号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

（基本的理念）

第二条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

（啓発活動）

第三条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（男女雇用機会均等対策基本方針）

第四条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項
- 二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の

実態等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前二項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

第一節 性別を理由とする差別の禁止等

(性別を理由とする差別の禁止)

第五条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

第六条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- 一 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練
- 二 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- 三 労働者の職種及び雇用形態の変更
- 四 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

(性別以外の事由を要件とする措置)

第七条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第八条 前三条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつてい

る事情を改善することを目的として女性労働者に関

して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第九条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 妊娠中の女性労働者及び出産後一年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(指針)

第十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで及び前条第一項から第三項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

2 第四条第四項及び第五項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第二節 事業主の講ずべき措置等

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等)

第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 事業主は、労働者が前項の相談を行つたこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇そ

の他不利益な取扱いをしてはならない。

3 事業主は、他の事業主から当該事業主の講ずる第一項の措置の実施に関し必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならない。

4 厚生労働大臣は、前三項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

5 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（職場における性的な言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務）

第十一条の二 国は、前条第一項に規定する不利益を与える行為又は労働者の就業環境を害する同項に規定する言動を行つてはならないことその他当該言動に起因する問題（以下この条において「性的言動問題」という。）に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるように努めなければならない。

2 事業主は、性的言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。

3 事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）は、自らも、性的言動問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。

4 労働者は、性的言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するように努めなければならない。

（職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等）

第十一条の三 事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、

適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 第十一条第二項の規定は、労働者が前項の相談を行い、又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べた場合について準用する。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定に基づき事業主が講ずべき措置等に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

4 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務）

第十一条の四 国は、労働者の就業環境を害する前条第一項に規定する言動を行つてはならないことその他当該言動に起因する問題（以下この条において「妊娠・出産等関係言動問題」という。）に対する事業主その他国民一般の関心と理解を深めるため、広報活動、啓発活動その他の措置を講ずるように努めなければならない。

2 事業主は、妊娠・出産等関係言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、当該労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするほか、国の講ずる前項の措置に協力するように努めなければならない。

3 事業主（その者が法人である場合にあっては、その役員）は、自らも、妊娠・出産等関係言動問題に対する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。

4 労働者は、妊娠・出産等関係言動問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払うとともに、事業主の講ずる前条第一項の措置に協力するように努めなければならない。

（妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置）

第十二条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第十三条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条

の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（男女雇用機会均等推進者）

第十三条の二 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、第八条、第十一条第一項、第十一条の二第二項、第十一条の三第一項、第十一条の四第二項、第十二条及び前条第一項に定める措置等並びに職場における男女の均等な機会及び待遇の確保が図られるようにするために講ずべきその他の措置の適切かつ有効な実施を図るための業務を担当する者を選任するように努めなければならない。

第三節 事業主に対する国の援助

第十四条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

- 一 その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析
- 二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成
- 三 前号の計画で定める措置の実施
- 四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備
- 五 前各号の措置の実施状況の開示

第三章 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助等

（苦情の自主的解決）

第十五条 事業主は、第六条、第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項（労働者の募集

及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

（紛争の解決の促進に関する特例）

第十六条 第五条から第七条まで、第九条、第十一条第一項及び第二項（第十一条の三第二項において準用する場合を含む。）、第十一条の三第一項、第十二条並びに第十三条第一項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第四条、第五条及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第二十七条までに定めるところによる。

（紛争の解決の援助）

第十七条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 第十一条第二項の規定は、労働者が前項の援助を求めた場合について準用する。

第二節 調停

（調停の委任）

第十八条 都道府県労働局長は、第十六条に規定する紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者（以下「関係当事者」という。）の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせるものとする。

2 第十一条第二項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

（調停）

第十九条 前条第一項の規定に基づく調停（以下この節において「調停」という。）は、三人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

第二十条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者又は関係当事者と同一の事業場に雇用される労働者その他の参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第二十一条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第二十二条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第二十三条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(時効の完成猶予)

第二十四条 前条第一項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第二項の通知を受けた日から三十日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(訴訟手続の中止)

第二十五条 第十八条第一項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。

二 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(資料提供の要求等)

第二十六条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第二十七条 この節に定めるもののほか、調停の手続に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四章 雑則

(調査等)

第二十八条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十九条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第三十条 厚生労働大臣は、第五条から第七条まで、第九条第一項から第三項まで、第十一条第一項及び第二項（第十一条の三第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。）、第十一条の三第一項、第十二条並びに第十三条第一項の規定に違反している事業主に対し、前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号
最終改正：令和元年6月5日法律第24号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の

職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に關して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、

遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が

三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主

行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性

の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中

「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及

び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職

業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するも

のとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令

に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
- 二・三 略
- 四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第

二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超

えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第5次狭山市男女共同参画プラン

～人権が尊重され ^{ひと}女と^{ひと}男が輝けるまち さやま～
(令和4年度～令和8年度)

発行年	令和4年3月
発 行	狭 山 市
編 集	市民部市民文化課男女共同参画センター 〒350-1305 埼玉県狭山市入間川1丁目3番1号 TEL：04-2937-3617 FAX：04-2937-3616 URL：http://www.city.sayama.saitama.jp E-mail：danjyo@city.sayama.saitama.jp



狭山市イメージキャラクター
七夕の妖精「おりぴい」

